

平成18年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年6月13日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯邊昭二	6番	浅井正八
7番	小野楨雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	堯川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口楨	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野瑤一也	生涯学習課長	山瑤善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 10番 堯川議員

1、大和川清流ルネッサンス21また・計画について

- ・実施計画と達成（完成）された事業について。
- ・2000年までの河川事業、下水道事業、その他、完成された事業について。
- ・現在までの取り組みと今後（平成22年）の見通しについて。
- ・斑鳩町としての現在までの取り組み、協議会の活動、及びどのように活かされたか。

2、奈良県ごみ処理広域化計画について

- ・平成16年3月議会で私の質問に対する答弁後の取り組み状況について。
- ・県と協議していくなかで、北和西部ブロックの取り組みと今後の進み方について。

3、廃ボトルの売却について

- ・斑鳩町の取り組み方について。

4、行政界の明示について

- ・町道界確定について。

5、下水道完成後の用水確保について

〔2〕 2番 松田議員

1、奈良県が示す「市町村合併推進構想」についての認識と斑鳩町の財政の展望と具体的な対処方針について問う。

- ・斑鳩町はさきの住民投票の結果を受けて、単独町制の道を選択したが県が発表した「市町村合併推進構想」によると平成22年度中をめど

に現在の37市町村を9市に合併再編させるというものである。

構想によると、斑鳩町は安堵町と平群町との合併統合案が示されていることについての認識はどうか。

また斑鳩町の財政展望について、どのような見通しと展望をもち、具体的に対処していこうとしているのかについて見解を問う。

2、住宅火災警報器の設置の義務化についての啓発活動をどう進めるのか。

- ・消防法の改正に伴い、新築住宅は6月1日から住宅火災警報器の取り付けが義務化された。既存住宅は順次取り付けを精励し、平成21年6月1日より義務化となる。このことについて、どのように啓発活動を進めていくのか。

〔3〕 13番 木澤議員

1、水道事業改革について

- ・包括的業務委託されると現状と比べてどう変わるのか。どんなメリット・デメリットがあるのか。問題点はないのか。町の見解をお聞きします。

2、アスベスト対策について

- ・建物の解体に伴う住民の不安や質問に対する対応について。
- ・国・県との連携した取り組みについて。

3、少年補導条例について

- ・7月1日施行予定となっているが、町内の父母からも心配の声があり問題視される部分も多く、町としてどのように認識されているかお聞きします。

〔4〕 7番 小野議員

1、今年3月、県が策定した「市町村合併構想」について

- ・「北和地区の意見交換会」に参加しての率直な感想を問う。
- ・昨年の西和7町合併協議会廃止を踏まえ、現時点での認識を問う。

2、法務局斑鳩出張所の廃庁について

- ・予算委員会等の議論を踏まえ、建物有償払い下げの交渉過程と理由及びその後の推移を問う。
- ・奈良本局への統合経過と登記業務への今後の対応を問う。

3、財政援助団体としての社会福祉協議会について

- ・町監査委員からも指摘のある「評議員会及び理事会の活性化」への対応と組織体制への認識を再度問う。
- ・3月議会の一般質問・予算委員会での議論等を踏まえ、「会員制度の運用」についてを問う。

〔5〕9番 浦野議員

1、道路整備について

- ・第三次斑鳩町総合計画2001～2010の中で道路・交通体系の整備として現況の課題を列記し、今後の計画内容が記されているが、整備の進捗についてお尋ねします。

2、河川に設置された井堰の管理運営について

- ・治水事業として竜田川の川底が掘り下げられ水害が防止できるのは成果だが、それまで自然流下で取水されて来た農業用水は、ダム建設ポンプアップとなり、これらの設備の老朽化が周辺農家に不安材料になっています。設備の維持管理費用の負担について得策はないのですか

3、子どもを守る住民意識啓発について

- ・学童下校時に様々な事件が発生する中、これを未然に防ぐため、もっと住民意識の啓発が必要であると考えているが、今後どう取り組んで行かれるのですか。

〔6〕3番 飯邊議員

1、子育て支援について

- ・企業の協賛による支援。
- ・妊産婦への支援（マタニティ・マークの活用）。

2、住民基本台帳カードの利活用について

- ・住基カードの利用状況。
- ・住基カードの空き領域利用。

3、火災警報器の設置と義務化について

- ・既存住宅への火災警報器の普及。
- ・設置義務の対象箇所。

4、食育について

- ・食育推進計画の策定。

〔7〕 1 番 嶋田議員

1、青色防犯灯について

- ・青色防犯灯設置の意義。
- ・これからの町の対応。

2、法定外公共物について

- ・用途廃止に係る等価交換について。

3、防災対策について

- ・各防災対策と障害者への対応について。

〔8〕 1 2 番 木田議員

1、県内市町村合併について

- ・3月24日の奈良新聞に掲載された39市町村を11市に対する感想と今後について。
- ・奈良県の構想策定と審議会設置について。
- ・奈良県による南部（1市3町8村）中部（7市2町3村）北部（2市10町1村）の合併構想説明会に於ける意見交換の成果と意見について。
- ・斑鳩町の住民投票の結果とH22年度めどに再編を目標とする県と3町の可否について。

2、改築、大規模改造耐震補強事業の中長期的必要整備量について

- ・H9年度よりH26年度までに計画実施されている学校・幼稚園の年次の実施と各事業に対する費用と総額について。
- ・財政的な裏打ちなしに総額35億1,500万円の巨額費用の捻出の方法と確実性と耐用年数についても如何なのかを聞かせて頂きたい。

3、工事請負金額の揭示について

- ・工事用看板に請負金額の揭示されている市があるが、当町に於いても町民への公平、公明性をはかるためにも実施されたならば如何でしょうか。
- ・少額の請負金額は別として、下限を決めて揭示することが町民に対する事業の必要性と認識を高めるためにも重要と考えるがどうですか。

4、富雄川の浚渫工事について

- ・富雄川と芦川の合流点に出来た中州の浚渫について問う。

〔9〕 11番 三木議員

1、犬・猫ふん害対策

- ・市町村のふん害対策。
- ・町の犬登録数・現状認識。
- ・今後の指導・改善・啓発。
- ・猫状況の把握。
- ・犬・猫のふん害規制。

2、高齢者介護

- ・高齢者医療制度。
- ・高齢者有償運送。
- ・介護保険・配食サービス。
- ・道交法改正・駐車違反監視員制度。

3、小学生・安全対策

- ・校門から玄関先。
- ・変質者対策。

〔10〕 14番 里川議員

1、介護保険の問題点について

- ・療養型病床群削減の問題。
- ・介護サービスを制限し、抑制する新予防給付の仕組みによる影響。
- ・不十分な地域包括支援センターと「ケアプラン難民」となる心配について。

2、障害者の自立支援法による影響と問題点

- ・減免申請の資産調査について。
- ・福祉医療との関連性（補装具も含む）。
- ・地方自治体として拡充できることと配慮すべき点について。

3、少人数指導と弾力的学級編成について

- ・斑小・東小で低学年で授業によっては40人を超える状況があることから、保護者の方々からゆとりある学級編成を望まれる声があります

少人数指導による教員の加配があるがその運用について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、10番、堯川議員の一般質問をお受けいたします。10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 議長のお許しを得まして、トップバッターということで一般質問をさせていただきます。

私、いつも一般質問する前に、皆さんにお願いを申し上げますように、やはり答弁したことについては、私はもっと誠意を持ってやっていただきたい、かように思うわけでございます。努力とはということも申し上げ、皆さんに何遍となく、部長がかわられるごとに、各部長からはいい返事をいただいておりますけれども、内容についてはそうは行ってないというのが私は現状だと思うんです。

この質問につきましても、再三質問をさせていただきました。ある程度進んであったらここまで質問しなくてもいいんだと思うんですけれども、私はここに挙げております1、2番目については、私やっぱり国なり、また県が計画をし推進をしていこうということでプロジェクトチームをつくり、その中に斑鳩町も構成委員ということで入っておるわけなんです、やっぱりそれを最大限に生かす、またその目的に向かって最大限の私は努力をすべきだと思うんです。

まず、大和川流域ルネッサンス21及び・の計画でございますけれども、ご承知のように、ルネッサンス21計画につきましては、平成6年に6、120億をもって大和川の流域の水質改善と、また大和川の改修等について検討をされておるわけなんです。完成されているところもございます。私も、三代川樋門の操作を依頼されておりますのでそのたびに建設省大和工事事務所の方と懇談をいたしますので、研修会も毎年ございますので、その場でも申し上げてきているところでございます。

そこに挙げてますように、このルネッサンス21の実施計画とその完成、達成された事業について、また2000年までの河川事業、下水道事業、その他完成した事業について、・に、現在までの取り組みと今後の、22年の見通しですね。これは、ルネッサンス・計画の中に入っているわけでございます。22年というても、もう今年からその

年に入るわけなんですから、やっぱり今から真剣に取り組んでもらわないと、到底やないけどもこの大きな事業は達成出来ない。

私、建設省から聞いておるのは、この前も大阪でフォーラムがありまして、出席させていただいて聞いておるわけなんですけれども、やはりまず、皆さんもご承知だと思うんですけれども、大和川と淀川の川の高さが8メートル以上も違う。大和川が、仮に不幸に決壊した場合には、大阪市内は及ばず水浸しになってしまう。まずこれを食い止めないけないということで、高規格堤防ですか、私は初めスーパー堤防、スーパー堤防と申したわけなんですけれども、最近になって高規格堤防ということでされております。奈良県が何ほ早いことやってくれといっても、その事業が終わらないと上流の方には進めない。

亀ノ瀬の地滑りについては、年間20億以上も出して、これは高規格も同じ20億ほど出していただいているわけなんですけれども、やはり大きな力を入れていただいているわけです。全国でも、私の聞いた範囲では、地滑りでこのぐらいお金をかけているところはほかにないというぐらいに資金を投入して、また奈良県としてはそれをぜひともやってもらわないと、不幸に亀ノ瀬のところでまたもや昭和6年のあのようなことが起こりますと、これは大変だと思うんです。まだ昭和6年の場合は人口も少なかったわけなんですけれども、現在は大きく人口もふえております。また、今まで遊水池の役目を果たしていただいていた田んぼの造成等におきまして、水のたまる場所がないぐらい一部色々な浸透式舗装とか、それから一部水をためるところ、貯水槽の整備等はやっていただいておりますけれども、しかし開発で埋め立てされたところは、それ以上に面積が大きいわけなんです。

斑鳩町の例とってみても、私はこれから今後も考えてもらいたいのは、今、斑鳩町で西小学校しかり、南中しかり、東小学校しかり、いかるがホールしかり、これ全部調整区域の中の今まで遊水池になっていたところが埋め立てされて事業をやっておられるわけなんです。やはり、将来に向かっては、私は斑鳩町も都市計画で、市街化区域と調整区域と分けられて、そして進めておられるんやから、出来る限りはやはり、高くはちょっとつきますけれども、市街化区域でそういう施設を私はやっていくべきだと思うんです。それが真の斑鳩町100年計画、100年やなしに200年も300年もこれから一生の私は計画になっていくように思うんです。しかし、今の現状見ますと、そうじゃないわけなんです。

特に、前置き長うなりましたけれども、先ほど申しあげました・から・について、今の現状、また斑鳩町が取り組んでおられる状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） ただいまのご質問の件につきましては、複数の部に関係いたしますけれども、私の方からまとめてご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ご質問の清流ルネッサンス21につきましては、平成6年度に水環境改善緊急行動計画として策定されたものでありまして、奈良県及び大阪府におけます大和川流域38市町村で組織された協議会であります。これは、平成12年度を目標に、大和川水系の河川におけます良好な水環境の確保を図るために、河川事業、下水道事業など様々な施策を実施することと計画されたものでございます。

平成12年度の目標水質でありますけれども、本流及び各支流河川において、BODが5ppmでありまして、それを達成するため河川事業で55事業を計画し、下水道事業で下水道普及率を大和川流域全体で44%から71%にするという目標を掲げて取り組みを本格化されたところでございます。

その結果、河川事業で計画された55事業のうち23事業が完成、または一部供用を開始しております。また、下水道処理区域の普及率につきましては、奈良県では、目標値として70%に対し実績値は62%、大阪府では、目標値として73%に対し実績値は60%、全体では、目標値71%に対し実績値は61%となっております。

また、水質につきましては、平成12年度大和川の平均BODでございますけれども、9.3ppmとなっており、平成5年度がBODの数値が約15ppmでございましたので、水質は確実に改善されているものと考えられますけれども、目標値を達成することは出来ませんでした。しかしながら、過去に比べて水質が改善されてきていることにつきましては、清流ルネッサンス21計画の成果の一つではないかと考えておるところでございます。

次に、河川事業等々の具体的な完成された事業でございますけれども、河川事業につきましては、汚濁の著しい支線を中心といたしまして、河川浄化施設の整備や自然にやさしく河川利用に配慮した施設の設置など、55事業のうち大和川本川の下流、また富雄川、岡崎川、曾我川、飛鳥川などにおきまして、河川浄化施設の23事業が完成、または一部供用されているところでございます。

下水道事業につきましては、先ほど申し上げました数値でございます。

次に、その他事業についてでございますけれども、大和川流域で実施されたイベント等の件数は、大和川清流ルネッサンス21計画の開始後、家庭の生活排水対策、クリーン作戦等における河川美化清掃活動や大和川クリーンキャンペーンなどのイベント等を通じた河川愛護精神の啓発、普及、各種広報活動の展開、住民と行政の協力体制のもと、様々な取り組みを行ってまいりました。

以上の計画概要事業費といたしまして、先ほどもご質問の中にございましたけれども、当初河川事業で120億円、内訳といたしまして、国が80億円、大阪府が20億円、奈良県が約20億円でございます。なお、この費用につきましては、あくまでも河川の浄化対策費でございます、治水の対策費は入っていないということでご理解をいただきたいと思っております。

また、下水道事業につきましては、約6,000億円でございます。内訳といたしまして、大阪府が約3,140億円、奈良県が約2,860億円という内訳でございます。

なお、費用の支出につきましては、最終取りまとめはされておられませんので、当初予算でご説明をさせていただきたいと思っております。

そのような中で、斑鳩町におけます下水道事業でございますけれども、平成6年度から平成12年度までの清流ルネッサンス21の行動計画期間内には、公共下水道事業の補助対象事業ベースでございますけれども、25億8,000万円を投資しており、当初の計画にいたしまして約23%を上回る状況で整備を進めてまいったところでございます。

今後におきましても、大和川に万葉の清流を呼び戻し、住民に親しまれる河川を早急に実現するためにも、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、そうした中で、今後平成22年までの取り組みでございます。先ほども申し上げましたように、大和川の水質が徐々には改善されてきておりますものの、大和川流域の下水道普及率は着実に伸びておりますが、平成16年度末ではいまだ約72%にとどまっております、大和川の水質汚濁の原因は、その8割以上が生活排水であるため、引き続き下水道整備や河川浄化といった水質改善対策を実施すると共に、流域住民の皆様に生活排水対策への協力を呼びかけていく必要があると考えております。

そのような中で、清流ルネッサンス・で大和川に快適な水環境を取り戻すため、水質目標値をBOD5 ppm以下としております。そのため、奈良県の下水道普及率は、平成22年度末では77%、大阪府では83%、全体では80%としております。

このような状況で、斑鳩町におきましては、かねてから懸案でございました大和川上流流域下水道竜田川幹線管渠も平成17年度に斑鳩町域が完成し、町の公共下水道の整備が完了している区域から順次供用開始することが出来まして、現在約102.6ヘクタールの区域で公共下水道が利用出来る状況でございます。

また、平成22年度には、現在の事業認可区域245ヘクタールの整備を完了させ、人口普及率が47.7%、そのうち約85%の接続を見込み、以後公共下水道区域全体の接続を目指しているところでございます。

そのようなことを踏まえまして、現在奈良県下でも下水道の普及が遅れております流域下水道竜田川幹線沿線であります安堵町、斑鳩町、三郷町、平群町及び生駒市の1市4町で、竜田川幹線に接続する地域の生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図ることを目的にいたしまして、公共下水道整備促進協議会を設置いたしまして、さらに公共下水道の整備促進に努めるところでございます。

最後でございますけれども、大和川清流ルネッサンス計画におけるその他の施策でございます。特に家庭の排出負荷を削減する生活排水対策の実施、河川清掃活動など促進する河川愛護精神の普及活動など、環境対策につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

斑鳩町では、平成10年度より、水辺に生息する生物を知り、河川浄化への意識の向上を図る親子水生生物探検教室を毎年開催し、意識啓発に努めているところでございます。

また、平成16年度には、大和川河川事務所の協力を得ながら、河川の水質浄化について、1年間を通じた講座も開催させていただいているところでございます。

また、実践活動といたしまして、当町では、平成6年度から使用済みの食用油の回収事業を実施しておりまして、回収場所の増設を図りながら、その充実に努めてまいったところでございます。平成17年度では、町施設8カ所で回収し、約3,100リットルの廃食用の油を洗剤にリサイクルしたところでございます。

さらに、毎年広報誌での啓発をはじめ、河川清掃を行う清流復活大作戦の開催、2月の水質改善強化月間等の街頭啓発キャンペーンなどを通じまして、河川美化の保持と水質浄化を呼びかけているところでございます。

また、協議会の活動でございますけれども、平成16年度、17年度と2年継続して、大和川流域一斉に実施されました生活排水対策の社会実験でございますけれども、当町と

いたしましても広報紙に掲載するなどし、町民の参加を呼びかけてまいりました。

この社会実験の内容でございますけども、大和川流域の各家庭が一斉に、食事は食べる量だけつくり残さないようにする。食べ残しや残りくずは流さず、三角コーナーかごみ箱に捨てる。食器やフライパンなどの汚れは拭き取ってから洗うという3点の取り組みを実践し、社会実験前後の大和川の水質の変化を調査するものでございます。

第1回目の平成16年度は、平成17年3月6日に実施され、大和川42地点の平均BODは7.7ppmからほとんど変化が見られませんでしたけども、平成18年2月19日に行われました2回目の実験では、平均BODが実施前の7.3ppmから6.7ppmと約0.6ppm改善されたとの調査結果が報告されておるところでございます。

このように流域全体が一体となりまして、河川、下水道整備、また啓発活動などを進めることによりまして、大事な川をきれいにしていこうという意識を目指すことが出来たと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 今、答弁をいただいたわけなんですけれども、努力は努力として認めるわけなんですけれども、実際に目標値を定めても、それに達してないというのが現状でございます。その中には、色々理事者も努力をしていただいても出来ないような状況もありますけれども、やはり斑鳩町の今の現在のあるところをやっぱり訴え、今後も最善の努力をして、やはりこういう計画が生かされるように私は努力すべきだと思うんです。

一つ例をとっても、美化キャンペーン一つにしても、今度も18日にあるわけなんですけれども、私は前から申し上げてますように、自治会で5人で結構やと、こういう通達が来てあるわけですね。うちの神南で申し上げますと、5つの垣内とあるから、1人ずつでいい。1人ずつ行ったらそんでよろしゅうまんねんと、こういうことなんです。

私は、そうじゃないと思うんです。やっぱり1人でも多く参加していただいて、いつも申し上げてますように、やはり自分でひらいに行って参加した者は、やっぱり今度はほりにくいと思うんですよ。だから、ただ口で美化キャンペーンやってんねや、これをやってんねやというのじゃなしに、先ほど色々事業も申されましたけども、それが町民皆さんに行き渡っているかどうかという問題もあろうかと思うんです。

特に、下水道の整備等では、22年度末には77%の目標を立てておられるわけなんです。しかし、ここには普及率47.7%しかない。こういう状態では、挙げといて、せんど努力して、で、達してなかった、これはもうある程度やむを得ないと思うんですけどもね、初めからこんな状態では、私はようになっていかないと思うんですよ。

今後も、大和川清流ルネッサンス関係の事業に私は積極的に参加をし、また意見も申し上げ、斑鳩町の現状を訴えて、この計画書を見ますと、三代川の浄化なんか全然うたっていないわけなんです。55事業の中には入ってませんね。私は、やはりこの中にも、斑鳩町で今一番幹線河川であります三代川、三代川愛護の会の方が汗を流してああしてやっぱりきれいにしよう、よくしていこうということで努力をいただいているわけなんです。それにこたえるためにも、私はもっと町が積極的に国なり、また、これは県の河川ですんで、県にも私は要望をしていくべきだと思うんです。

私は、これ以上申し上げませんが、各部長がやっぱり答弁されたことについて私は今後なお一層の努力、またこれに対する研究を強く要望をいたしまして、この件については終わりたい。出来るだけこのやはり計画を私は生かしていただきたいということをお願いをしておきます。

次に、2点目に移ります。奈良県ごみ処理広域化計画についてでございます。

これについても、私は何遍か指摘をし、これ難しい問題だと思うんですよ。皆おのおの町村で考え方が違いますし、今の設備の強弱というんか、今大きなお金を入れて、斑鳩町の場合も10年と11年でしたかな、ダイオキシンの関係で大きなお金を入れて整備をいただいているわけなんです。よそも皆そうして違う条件の中で、奈良県が一つになるように計画をしてるわけなんです。

平成11年に、県内を6分割、広域ごみ処理ということであっているわけなんです。そのもとになったのは、やはり国からの補助金が一番問題になったんじゃないかと、私は自分では考えているわけなんです。100トン以上でないと補助金は出せませんよとやはりダイオキシンを減らすために大きな炉にして、そしてダイオキシンが出ないようにやっぱりやっていかななくてはならない。

計画はこうしてやってくれんねけど、後の処置について、本当に真剣に検討してくれてんのかどうかね。これも斑鳩町だけでやるんやったらええんやけども、生駒市、郡山市、それから生駒郡4町が一つになって焼却炉を設置。奈良県で6カ所。これは平成11年5月27日の奈良新聞と読売新聞です。ここにもちゃんとうたってるわけなんです

このことについては、私はこれが出た当時から、たしか4回だと思うんですけども皆さんにその奮起を促しているわけなんです。この前も郡山が長になってまとめ役というんですか、やってもらっている。そこへも斑鳩町としての立場を説明してもらって、早いことやっぱり計画を前に進むように考えてもらってる。これ、計画されて実際に稼働するのは平成30年とおっしゃっているわけなんですけれども、しかしそれまでに、私は、ここに出来ます、ここで皆さんの同意がとれましたと。工事するのは、最近はそんなに時間はかからない。それまでに町民皆さんの同意をとることは、またこの場合でしたら、2市4町のやはり同意をとる会議というんですか、まとめが私は時間がかかると思うんです。まだまだいけますわと。口悪いかわかりませんが、そんなんおいらいる時にこんなんなんぼ今から一生懸命やっても出来ませんわという、こんな根性では私は困ると思うんです。そういうことはないと思いますけども。それこそ、もっと県へ働きかけ、また県会議員2人も斑鳩町から出てもうてんねんから、大いにやっぱりその方の力もかりて私はやっていくべきだと思うんですよ。

今のところ、斑鳩町の焼却場も、ありがたいことに何の問題もなしに進んでますけれども、これ近い将来絶対に問題が起こる可能性は私は十分にあると思うんです。これは機械ですんで、長年たってきますと、どうしてもやはり古くなる、替えないかん。そのことについては、この前も、いや、その都度改修してます、こういう答弁はいただきますけれども、私はそれを一つ飛び越えて、県で県内6分割して広域ごみ処理場をつくりましょうと、こう言ってるわけなんです。

奈良県の今の色々な資料を見ますと、全然そのことがうたっていないんですわ。もっとやはりその地域に住む市町村が一つになって、やっぱり県へ働きかけ、また皆さんも知恵を絞って、私はその計画に一日も早く実がなるように努力を重ねてもらいたと思う。

そこで、15年11月14日に第3ブロック座長会議を、郡山市のワーキング部会というものを開催されているわけなんですけれども、これ私16年の12月の一般質問で質問したわけなんですけれども、それ以後の今までの検討課題、今までどういう会議を重ねてこられ、斑鳩町としてはこういう指摘をしておるということを私はまずお尋ねしたいと思う。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この問題につきましては、堯川議員から、平成16年3月議会、そして平成16年の12月議会の一般質問でご意見、ご指摘を賜っておるところでござ

います。

先ほど、まずワーキンググループの活動について、その後の状況をまず説明をせよと
こういうことですが、それまでこの質問に対しまして私どもが県に対して要望
をしている経過を聞いていただきたいと、このように思うんです。

16年の12月議会に、堯川議員の一般質問に対しまして、(「議長、すみません」
と堯川議員述ぶ)

○議長(中川靖広君) 10番、堯川議員。

○10番(堯川勝義君) 時間の関係があるんで、簡単にちょっと。

○助役(芳村 是君) そしたら、最後に言われましたワーキンググループの活動、これ
について説明させていただきます。

このワーキンググループは、平成13年度に設置いたしまして、そして平成15年の
11月、先ほど言われましたように、それまで1回程度開かれたと思います。そこでは
県はオブザーバーとして出席をしている。その後、このワーキンググループの会合は1
回も今日まで開いておられないという状況でございます。

以上です。

○議長(中川靖広君) 10番、堯川議員。

○10番(堯川勝義君) 今一つの例をとってみても、こういうような難しい問題に1回
ぐらい会議開いて出来るはずがないんです。本当に真剣に将来のことを思って考えてい
ただいているのかどうか。小さいことは皆やってくれはんねんや。しかし、斑鳩町の将
来はこうあるべきだということを私は、第3次計画でも色々ないいことをうたっていた
だいてます。しかし、本当に内容をお互いに把握し研磨して、この問題はちょっと難し
いけどこれは何とかやろうやないかと。私も、十出たって十ともやれとは言いませんわ
しかし、現実にこれから進んでいく中で、特に斑鳩町は合併はしないということに決ま
っているわけなんです。今、県また3町で合併せいかおっしゃってますけれども、そ
う簡単に、この間合併しないと言ってて、そんなんすぐにまたそれにかかるわけにい
きません。

そんな計画ばかりこれをやっても、よく色々な斑鳩町内の調査、これはこれも必要
だとは思いますが。しかし、その調査したやつをやっぱり最大限生かさないと
思うんです。ただで出来てませんよ。何ぼええ報告書もらっても、そんなんそれを読めば
読むほど腹立つだけですがな。せめてその中から、これはやっていこうというぐらいの

私は熱意があつてしかりだと思ふんですよ。何も、今、前におられる理事者皆さん、町長以下の責任でもないと思ふんです。それは、私たちもその一端を担わないかと思ふんです。そやから、やっぱり町民にアピールし、また町民と一緒になつて、斑鳩町の将来はこうやるべきやということをもっと真剣に考え、その目的に向かつて私は進むべきだと思ふんですよ。

奈良県ごみ処理広域化計画、11年3月に出してはりまんねん。もう何年たつてまんのん、これ。今、聞いたら、ワーキング部会ですか、1回やっただけ。進むはずありませんがな、これ。これはまた、はっきり言うて皆さんは、私も含めて、そんなんその時代にいるやわかれへん。しかし、斑鳩町の将来を考え、それを引き継いでいってもらえるような考え方ももっと真剣に私は取り組み、考えていかななくてはならないんじゃないかと思ふんです。私も、ええことばかり言っているかもわかりませんが、しかしやっぱりみんなで考え、こうやろうという計画を練つた以上は、その計画を達成するまでやっぱりもっと真剣に私は考えるべきだと思ふんです。

私も、11年にこれを読まさせてもらい、私11年の新聞の切り取りまで持つてまんねん、まだ。確かにいいことだと思ふ。しかし、難しい問題やなど自分では思つてます思つてるけども、やっぱりそれに向かつて進むのかどうかを、やっぱり検討をすべきだと思ふんです。まあ斑鳩町やらんでも安堵やりよるわ、生駒やりよるわ、そんな考え方ではないと思ひますけれども、もう少し私は真剣に取り組んでいただきたいと思ふんです。

今日はもうこれ以上申し上げませんので、初めに申し上げた平成10年7月10日に第1回のごみ処理広域化問題検討会が開かれておるわけなんです。15年の11月14日に第3ブロック座長である大和郡山市がワーキング部会の開催を開いたということまでは経過報告でいただいております。今すぐこんなんつくれというても無理なので、これ以後のごみ処理広域化計画に係る経緯を私は文書で示していただくようお願いをしておきます。その中で、また私なりに質問し、また努力をしてまいりたい、かように思ひますので、ぜひとも皆さんもその気になつて、ひとつこの問題に私は真剣に取り組んでいただくようお願いをしておきます。

続きまして、第3点の廃ボトルの売却についてでございますが、これにつきましてもこれは18年の5月4日の奈良新聞なんですけれども、今、この廃ボトルを全国市町村で25億円も出して売却しているわけなんです。これは、協会へ買うてもらうというの

か、売れるのが1万7,300円なんです、1トン当たり。しかし、香港なんかへ持っていきますと、4万4,000円で引き取ってくれるわけです。協会の査定によると、平成16年度には28万5,000トンを集めて、そのうちの約半分14万4,000トンを集めて協会に引き渡す。先ほど申し上げたトン当たり1万7,300円で買い取る予定をしておるわけなんです。

斑鳩町として、前から聞いておる、これは本当にありがたい話だと思うんですけども、斑鳩町のペットボトルは美しく出していただくんで、よそは取っていかなくても斑鳩町のは喜んで持って行ってくれる、それは私も聞いておったわけなんですけれども、実際に今この新聞を読み、この現状を見る限りでは、斑鳩町が今出しているペットボトルこれを何とか有料化して、やはり町民の皆さんの私は努力に報いるべきだと、かように思うんですけども、町としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ペットボトルにつきましては、容器包装リサイクル法によりまして、質問者もご承知のとおりリサイクルの対象品目でございます。言われてますように、当町におきましてもリサイクル協会と委託契約を結びまして、指定法人ルートということでリサイクル処理を、住民の皆様方のご協力を得る中でリサイクル処理をさせていただいているところでございます。

今、申されました全国の中でのお話もございましたけれども、県下のペットボトルのリサイクルをしている状況等もお答えをさせていただきたいと思っております。

県下の39自治体のうちで、ペットボトルを廃棄物として処理をしております自治体が11市町村、そして当町を含めましてリサイクルを目的で回収をしている自治体が28市町村がございます。そのうち、8市町村で有償による売却、そして1市町村がリサイクル協会と独自で売却をするという併用をされている市町村が1つございます。19自治体のうちで、リサイクル処理をしておりますうちで、当町のように容器包装リサイクル法に基づきまして処理をしている自治体というのが17市町村、独自ルートでリサイクル処理をしておりますのが2市町村ということでございます。

リサイクルをしていくにも、このペットボトルを細かく裁断をする、フレーク状と申しますけれども、そういう状態にするか、もしくは圧縮をいたしまして一定の大きさに梱包をした状態ということで、こういう状態にして原材料として売却をしていくという必要がございます。9自治体では、フレーク状とか圧縮をして原材料として売却をされ

ている状況でございます。

現在、このペットボトルに関してましては、需要がかなりあるということで、有償で買い取りもされているというところでございますけれども、このような状態がいつまでも続くことはないという断言をされるこういうペットボトルの再生の業者もでございます。そういうことで、このペットボトルの需要もまだまだ先行きが不透明な部分がありますことから、当町におきまして、売却をすることによりまして指定袋作成費用や回収にかかります人件費の一部を補えるとは考えているところではございますけれども、先ほども申し上げましたように、フレーク状、もしくは梱包をするための経費の算定とか、ペットボトル需要の将来性、あるいは合法的かつ確実にリサイクルが出来る業者の選定など、売却には慎重に対応をしていく必要があるのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） もうちょっと聞きたかったんですけど、時間の関係もありますんで、また寄せてもらって内容を把握したいと思うんですけども、現在斑鳩町が業者に持ってかえってもらっているペットボトルの量というんですか、トンですね、実際に香港まで運ばなくても、業者にもし1万7,300円で引き取ってもらったらどのぐらいの金額になるのか調べておいていただきたいと思います。やはり、斑鳩町民の皆さんに、斑鳩町はありがたいことに、職員の皆さんの努力もあったわけなんですけれども、ご理解いただいて、分別、またはほかの面につきましても協力をいただいておりますから、やはりそれにかわる何かを私は考えていくべきだと思うんです。特に、今申し上げた分については、有料で買い上げると。今、部長の答弁では、将来そういうことではなくなってしまうと、それが不安で売らない、こういうことも申されてますけれども、私はやはり今の時点での考え方を重視していただいて、私はぜひ考えていただきたい。また、金額等については聞かさせていただきますんで、調べていただければと思います。

それでは、次に移ります。行政界の明示についてでございます。

特に町道界の確定についてでございますが、この前私変電所、三郷町と斑鳩町の境界の明示に、私はそこ関係ないんですけども、たまたま昔からおるし、前に神南の自治会長もしておったんで、役員もしておりましたんで、来てくれということで参りましたあの変電所、それから隣の土地の間に町道があるわけなんです。その町道のどこまで

が三郷でどこからが斑鳩町かわからないわけです。私は、たまたま国道側に面して右側の明示に行きました。色々ありましたけども5日の日に了解してもらった、こういうことなんです。

その反対側、同じ町道の幅、あそこ4メートルちょっとあるかないかぐらいなんです。その反対側の斑鳩町と三郷町の境界の明示が出来てないわけなんです。ほかは、安堵と新家でもありますし、また白石畑にもあります。国道で言うと、峨瀬のどこにもあります。こういうとこ、郡山市へ通ずる観光道路のどこもあります。この境界がいまだに確定してないということ自体が、私はどうも不思議でならんわけです。

これは、私は本当に業務の怠慢ではないかと思うんです。何も個人の中のどこまではいかなくても、どっからどこまでは斑鳩町で舗装して斑鳩町で管理してるのかと聞いた時に、答弁出来ませんやないの。私は、企画財政課と建設課が協議して、せめて町道に面してあるとこだけでも、町道で区切りのあるところだけでも、私は早急にその行政界を明示しなくてはいけないんじゃないか。人から聞かれて、それで聞きますと、変電所の場合ですと、変電所から言うてきはったらやりまんねん。これ、言うてきはれへんかったらどないしまんの。あこは、まだ塀とかしはったんは、そんなに年数たってませんよ。

私は、これはなぜそのことを強調して言うかという、前々から町道の中の個人の土地は、やはりちゃんと町のものに寄附採納をしてもろうとかないかん。町道認定の時には、私は必ず確認をしております。ただ、そしたら、契約結んだなにまで出せとは言いません。ただ、部長が答弁され、課長が答弁されたことを信用して、皆もう斑鳩町のものになってんねやなど、こう思っているわけです。

特に、これほっておきますと、相続が重なってきて出来ない事態が現実はずっと起こっているわけなんです。それがなぜ斑鳩町は出来ないのかなと。もうちょっと真剣に考えてもらって、このことについて斑鳩町は、これからどういう方法をとっていこうとされるんか、時間がございませんので、簡単にお願いたします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者がおっしゃるように、行政界を明らかにしていくことは重要でございまして、また大切なこと、必要であるということで認識いたしております。

おっしゃっておりますように、そういった行政界の確定につきましては、色々地番

界に接している部分等もある中で、いわゆる町道の関係だけでも地番界の関係もあわせて行うということも必要なことも出てくるわけでございまして、そうした関係でそうした方々のご協力、ご理解がなければなかなか難しい面がある中で、苦慮をするわけでございます。

しかしながら、言いましたように、ご答弁申し上げましたように、重要なことでございます。具体の関係の例も聞かせていただいております。そういった内容について十分聞かせていただく中で、出来るものは積極的にやっていかなければならないと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 今後、ひとつ再検討してもらって、出来るだけ早い機会に明示を町の方でされるようお願いをしておきます。

最後になります。5番目なんですけれども、下水道完成後の用水確保についてでございます。

このことについても、私は、下水道が、まだ斑鳩町工事やってない前から質問を繰り返しているわけなんですけれども、一向に光というんか、見えてこない。今の町が考えておられる考え方というんですか、これから取り組もうとしておる考え方を示してもらいたい。このことについては、何月でしたかな、松田議員もほかの議員さんも、やっぱり皆心配していただいているわけなんです。的確な答弁をひとつお願いを申し上げます

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 農業用水の確保についてでございます。以前から、堯川議員さんをはじめ他の議員の皆さん方からご心配をいただいているところでございます

現在、主にため池、河川からの取水及び地下水によります利水を図っておられる状況にございます。特に河川から取水されている区域におきましては、公共下水道整備に伴いまして雑排水の減少による用水不足が懸念されているところでございます。

そこで、町内の土地改良区・水利組合で構成をされております耕地協会と協議を行いまして、昨年1月に各地域ごとの受益面積、そして水路体系などの調査をお願いし、図面の作成をしていただいたところでございます。

その後、これらをもとに耕地協会の会長さんをはじめ役員の方々と調査の内容等について協議を重ねたところ、現状の各水利施設の能力についても調査の対象とした上で、各地区の受益面積に対しまして、気象状況を考慮せず、自力水として能力的にどうであ

るか分析を行うために、この6月下旬ごろより各土地改良区・水利組合の代表者による聞き取り調査を、町と耕地協会役員さんの方々とで実施する運びとなっているところでございます。

今回、この調査によりまして、各地域の現状把握を行う上で施設台帳の整理も考えておりまして、将来に向けての農業用水確保について、耕地協会と連携を図りながら現在進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 今、部長の方から答弁いただきましたんで、今の答弁も含めまして、私は誠意を持って取り組んでいただきますよう強く要望して私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、堯川議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私は、さきに奈良県が示しました市町村合併構想、さらに斑鳩町が今取り組んでいます財政再建についての展望と具体的な対処の方法などについて質問をしてみたいと思います。

その前提として申し上げたいんですが、去る5月の29日の総務常任委員会で、第3次斑鳩町行政改革実施計画の前期計画と称する資料が配付をされました。その内容としては、重点課題に8項目、緊急課題に22項目、推進課題に127項目に区分した57ページにわたるもので、それぞれ改善の方向や取り組みの内容を示すものでありました。

また、この実施計画の内容は、さきに行いました斑鳩町の財政健全化検討住民会議の報告をも踏まえた内容になっているというふうに思います。

そこで、そうした認識のもとに幾つか質問をしてみたいと考えているわけですが、財政健全化検討住民会議が斑鳩町議会の議員の削減について強く言及をされているところでもありますけれども、このことにつきましては、地方自治法の改正手続を踏まえて、議会のあり方についても研究、調査を図っていくという申し合わせもいたしておりますことから、今回はこのことに触れないで質問をしてみたい。なお、議員削減等の関係につきましては、改めて機会を見て私見を申し上げる機会があるかと考えていることを申し述べておきたいと思うわけでありませう。

そこでまず、県の市町村合併推進構想についてであります。県の市町村合併推進構

想は、人口1万人未満の小規模町村の廃止を目指しておりまして、合併の対象としては生駒市と大和郡山市を除外し、その上で、生駒郡4町の中で、三郷町を除く斑鳩町と安堵・平群町の3町が合併合流する案が示されているわけでありまして、このことについて県はどのように説明をしているのかということについてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご質問の奈良県市町村合併推進構想につきましては、県が県内の合併を進めるために、本年3月末に策定されたものでございます。当町につきましては、平群町、安堵町との3町の組み合わせが示されてございます。

本構想の中で、この組み合わせにつきまして、安堵町は1万人未満の小規模町村であり、一定規模の人口を有する行政区域の形成が必要であること、行財政基盤の強化を図るために、まず3町が合併し市制施行を目指すべきであるとの考え方によるものとなっております。

さらに、将来的には、行政の効率的な運営のために、人口10万人以上の市となるように、周辺市町との合併を検討していくべきとの方向性も示されているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 6月の5日の説明会、あるいは意見交換会で、芳村助役が、「住民投票で合併反対が圧倒的に多く、今、合併協議に入ることは住民無視になる」というふうに主張したと新聞報道などでは報じられていますが、むしろ私は、合併協議に入るかどうかよりも、まず新法の内容というものがどういう内容のものであるのかということを知ってもらわなければならないかというふうに考えます。そのために、新法がどういう内容のものであるかということについて住民に知らしていく考え方があるのかどうか、あるとすればどういう方法をとろうとしているのかということについてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 私が市町村合併推進構想意見交換会の席上におきまして、町の実情を述べさせていただきましたのは、その根底には、7町合併協議に関する住民説明会での住民の皆様方からのご意見がございまして、全12回の住民説明会で出された多くの意見は、住民投票の結果と同様に、7町の合併に対して否定的なものが数多くありました。

その理由といたしましては、新市の市の名称について、「斑鳩」という歴史的由緒のある名前、土地に愛着があるために、自治体名が変わることへの抵抗感、さらに財政状況の異なる7町の合併により、他の借金まで背負うことになるのではないかという不安感、不公平感を多くの住民が感じていたことが挙げられます。

新合併特例法におきましては、都道府県知事の役割強化等新たに合併を推進する施策が追加されているものの、財政優遇措置は縮減されております。これらの否定的なご意見を解消するのは難しいのではないかと感じておるところでございます。

また、住民の皆さんに対する新合併特例法の周知につきましては、当町は既に単独町制を選択し、その歩みを進めているところであります。ただ、情報提供の時期や方法を誤れば、住民の皆さんに相当な混乱を生じさせることも懸念されますことから、慎重に対応してまいりたいと考えております。

そうしたことから、新合併特例法を含めました奈良県市町村合併推進構想の概要につきましては、議会とも十分ご相談を申し上げながら、町広報誌等を通じて住民の皆様にお知らせさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、県が策定をしました市町村合併構想は、合併新法に基づくものであるということですが、その合併新法とはどのような内容のものを含めているのかということについて説明してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成17年4月1日から施行されました市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる新合併特例法につきましては、平成17年4月から5年間の時限立法となっております。

その内容といたしましては、合併特例区の制度等の創設、都道府県知事の市町村合併に関する役割の強化などが新たに加えられているところでございます。また、平成17年3月までの旧合併特例法に規定されておりました合併特例債につきましては、廃止となっておりますが、地方税の不均一課税や議員の在任特例など、他の特例措置は基本的に残されております。地方交付税の優遇措置につきましても、引き続き残されておりますが、合併算定替の適用期間が、旧合併特例法の15年から10年へと段階的に短縮されることになってございます。

知事の役割強化につきましては、今回策定されました奈良県市町村合併推進構想に基づきまして、知事は、合併協議会の設置の勧告や、合併協議会における協議の推進に関して勧告を行うことが出来るとされております。

また、合併協議会において、合併市町村の名称または事務所の位置等の協議が整わない時には、過半数の合併協議会委員の同意を得た申請に基づいて、知事は市町村合併調整委員を任命し、あっせんまたは調定を行わせることが出来ると規定されております。

これらの新合併特例法の特徴から、国は、市町村合併については、財政優遇措置は縮減傾向にあるものの、引き続き全国的に強く推進していきたいという方針があらわれているものではないかと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、県が進めようとする合併推進構想について、生駒郡内の4町、あるいは広域7町では、どのような反応を示しているのかということについてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ご質問の奈良県市町村合併推進構想についての広域7町の反応につきましては、県の北部地域の意見交換会におきまして、河合町の岡井町長から、「合併出来る場所はすればよい。この構想をもとに、一度原点に帰って合併を見直す。そして、その必要性を見極めながら議論をする」との趣旨のご発言がございました。その他の広域圏を構成しております町につきましては、特にご発言がなく、把握出来ていないのが現状でございます。

また、南部地域、中部地域の意見交換会における県内他の市町村の意見といたしましては、県は指導力の不足で拙速、旧合併特例法の時と余り変化がない、合併後間がなく新たな合併は住民が戸惑うなど、厳しい意見があったと聞いているところでございます以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 河合町長が発言をされたということが言われているんですが、その内容というのは、持ち帰って検討をというふうにご説明があるわけですが、河合町長は広域圏の会長でもあるわけですから、この点についてはどちらの立場でご発言をなさっているのかということが極めて重要だというふうに思うんですが、これは単に河合の町長であるという立場であるのか、あるいは広域の会長を兼任しているとい

う立場でのご発言であったのか、その点についておわかりであれば聞かせていただきたいと思うんですが、さらに、県は、今後、合併推進構想についてどのように進めていこうとしているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 河合町長は、奈良県の町村会長でございます。この河合町長が意見を述べられた真意は、私は定かではないわけでもございまして、「一度持ち帰って合併を見直す」ということに対しては、どういう趣旨で言われたかわかりません。

そして、県は今後合併推進構想をどのように進めようとしているのかということでございますが、奈良県市町村合併推進構想の中で、県は、今後、本推進構想をもとに、市町村や県民に対して合併の必要性や意義についてわかりやすく情報提供を行うと共に、それぞれの地域の状況に応じて関係市町村に対する様々な支援など、市町村合併の推進に向けての県としての役割を果たしていきたいとの方向性を示されております。

県内市町村に対する情報提供といたしましては、4月に本推進構想策定の説明会、6月初めに県内3カ所での地域別意見交換会を終えられましたので、今後は、方向性を見ながら個別の対応されていくものと思われるところでございます。

また、新たな合併特例法から規定された構想に基づく合併協議会の設置勧告につきましては、新聞等の報道を見てまいりますと、「的確な時期を判断して行いたい」と、県は市町村合併推進について積極的な姿勢であるとの認識を持ったところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この県の合併推進構想による斑鳩町、安堵町、平群町の合併統合案について、3町で意見の交換会を行う気持ちがあるのかないのかということについてお聞きをします。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この質問の3町の合併組み合わせ案についてでございますが、当町には、平成15年、16年度に、王寺町周辺の7町にて住民発議による合併協議会を立ち上げ、協議を進めてきた経緯がございます。

こうした経緯の中で、実施いたしました合併についての意見を問う住民投票においては、約8割弱の方々が7町合併に反対という意見が出ております。それからまだ浅い日の状況でございますので、この住民の声を無視した合併の検討、協議は非常に難しく、

3町の合併につきましても、本町から合併を求めていくことはしないと考えております
ただ、要請があれば真摯に対応していかねばならないものであると考えております
以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 県が示しております合併構想で期待出来るところ、あるいは期待
が出来ないと思うようなところについて、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 奈良県市町村合併推進構想におきまして、構想対象市町村の組み
合わせにかかわる基本的な考えといたしましては、第1番に、人口1万人未満の小規模
町村の解消、第2に、新たな市制の施行、第3に、人口10万人程度以上の市勢拡大に
よる市町村の行財政基盤の強化となっております。

本構想によります新たな市町村合併の枠組みの提示によって、県は、旧合併特例法の
期限が切れた後閉塞感のあった合併の進展に一石を投じる効果があるのではないかと
思われます。

ただ、構想対象市町村の中には、合併に対する意向や過去の経緯が反映されていない
市町村が、当町を含め数多くありますので、県が期待する自主的な市町村合併を推進さ
せることは非常に難しいのではないかと感じておるところでございます。

また、県の意見交換会におきまして合併構想の説明を聞かせていただきますと、旧合
併特例法の下、県下で行われた多くの合併協議の過程において課題として挙げられた財
政状況の格差から生じる不公平感を解消する制度が現在もないなど、過去の教訓が生か
されていないのではないかと感じているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 斑鳩町議会は、合併問題は既に終わってしまったという認識では
なくて、さらに調査、研究をすべき重要な課題であるという位置付けのもとに、今日も
合併についての調査、研究をするための特別委員会の設置をしております。こうした立
場に立つならば、県の合併推進構想について説明会が開かれている状態でもありますし
理事者側としては、早い機会に議会の特別委員会においても経緯を説明をし、そしてど
う対応していくかということについても協議をし、お互いの意思疎通を図りながら対応
していくということが重要ではないか、このように考えるのですが、いかがでしょうか

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ご指摘のありましたとおり、本町におきましては、市町村合併に関する調査、研究を行う特別委員会を設置していただいているところでございます。また、合併問題は、議会とも共通の認識のもと、慎重に対応していかなければならないものと考えております。

そうしたことから、県の合併推進構想についての説明会が開かれておりますことからこの県から投げかけられた推進構想の枠組みに対して対応してまいるとともに、特別委員会の委員長ともご相談申し上げながら、出来るだけ早い機会におきまして特別委員会の開催をお願いしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 県が施行いたします市町村合併推進構想を積極的な姿勢と受け止めながらも、さきの住民投票の結果を重く認識をし、慎重な態度を示している斑鳩町として、いわゆる町の将来を展望する上から、財政状況の現状をどのように認識しているのか。さらには、今後の財政の展望というものをどういうふうと考えているのかということが非常に大きな関心事になってくるのであります。

そこで、私は、斑鳩町の単独町制を指向しようとして発足をしている財政健全化への道筋についてどう考えているのかということが非常に気になるところでありますが、中長期的な財政の運営を策定をし、財政構造改革に取り組むというふうに町は説明をしているわけですが、具体的にはどういうことを意味しているのかということについてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本町の財政状況につきましては、平成18年度以降平成27年度までの10年間にしまして、総額で30億円近い多額な財源不足が生じる見通しでございます。

また、本格的な少子高齢社会を迎えることにより、社会保障関連費用の増加は避けられない状況の中で、本町の課題であります都市基盤の整備に伴う公債費の償還ピークも重なり、平成25年度以降、財政指数も大きく悪化してしまう見込みでございます。

こうした中で、長期的な安定財政を確立するには、人件費の削減と公債費の抑制に重点的に取り組み、財政構造の改善を図らなければならないものと考えております。

このため、公債費負担が軽減されてくる平成27年度までが、今後の財政を左右する

重要な期間ととらまえております。

将来にわたり持続可能な健全財政を確立するために、「平成27年度までに基金からの繰り入れに頼らない予算編成を目指すこと」を基本指針として、また第3次行政改革大綱の終了年度でございます平成22年度までを「財政構造改革のための重点期間」として、単年度収支の均衡と公債費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 財政健全化の一つの方策として、町税収納策の効率的な推進、あるいは滞納整理による税負担の公平性の確保等を掲げていますけれども、今日的な状況の中で収納策が非常に低迷していると、こういう状況を果たしてこのことで打開出来るというふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 景気の低迷が長引く中で、収納率は低下し、町税収入額も減少しております。一方、三位一体の改革による税源移譲が進む中、税財源の確保を図ることがこれまで以上に求められております。また、町民一人一人の不公平感をなくし、納付意識の向上を図ることも重要となってきております。

今日のように町税の収入を上げることは非常に困難な状況下にあります。督促等の納税催告や財産調査等を適切に行い、差し押さえや交付要求等の滞納処分を適切かつ円滑に進めることにより、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。なお、滞納整理を適切に進める中で、やむを得ず不納欠損処分するものにつきましても、適切に処理してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 行政改革実施計画では、使用料とか、あるいは手数料の見直しも考えていくんだというふうに言っているわけでありましてけれども、考えられているとするならば、どのようなものが使用料、手数料として見直しをしようとしているのかということについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 様々な行政サービスのうち、使用料及び手数料として利用者いわゆる受益者でございますが、利用者から徴収するものにつきましては、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものでございます。

したがって、使用料、手数料等の見直しについては、財政状況の悪化だけを料金改定の第一義的な目的とするものでなく、住民間の公平の確保と住民サービスの全体としての向上を主な目的としなければならないものと考えております。

現行の料金設定の中では、施設によりましては利用者負担が少なく町民負担が大きくなっているものもございますが、その見直しに当たりましては、行政としての関与の必要性や負担の公平性を慎重に見極めながら、さらには効率的な施設運営及び事務推進による利用者負担の軽減を図りながら検討してまいりたいと考えております。

また、上下水道料金につきましては、水道料金にあつては、平成29年度までの間におきましては、安定的な経営が行えることから、物価の上昇が大きくなり、県営水道の値上げもないと仮定した場合には、当分の間は料金の値上げは必要ないものと考えております。

一方、下水道料金につきましては、一般会計からの負担を考えますと、一般会計からの繰出金は4億円が限度でありまして、この繰出金の額が4億円を超える状況になりましたら、料金を見直しを検討していかなければならないものと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 水道料金についても言及されているわけでありまして、そうするならば、水道事業会計では一般会計からいわゆる第4次拡張計画までのこの事業債を中心とした3分の1の利息について補てんをしているという状況があります。なお、監査の結果から見ましても、水道事業というのは非常に好転をしてきているというふうに言われているわけでありましてけれども、財政健全化の立場から、一般会計から特別会計への繰り出しについて、このような形での措置というものが今後も続けられていくべきであるというふうな考えておいでになるのかどうか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 水道事業会計への繰り出しにつきましては、水道料金の抑制を図るため、ただいま質問者がおっしゃいましたように、第4次拡張事業までの企業債を中心にいたしまして、その利子にかかります3分の1を限度に一般会計から水道事業会計へ繰り出しているものでございます。

水道事業会計におきましては、適切な収入の確保や経費節減に努め、安定的な経営を行っていることから、町全体の財政健全化を図るためには、本来の独立採算制の原則に

立ち返り、繰り出し基準以外の繰り出し分については検討してまいらなければならないと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 続いて、町営住宅の建て替えに伴ういわゆる跡地等の遊休地となっている町有財産の活用を図る観点から、町有遊休地の活用委員会を設置をし、調査を検討するというふうに言っているわけでありまして、この町有遊休地活用委員会の設置というものを、具体的にいつごろどのように設置しようと考えているのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町営住宅跡地等の遊休地となっております町有財産の有効活用を図る観点から、平成16年度に調査検討してきたところでございます。現在、遊休地となっている土地につきましては、7カ所ございます。うち、高塚町住跡地、西の山住宅保育所用地については、ゲートボール場として地域住民に利用していただいております。軽便鉄道跡地については、ごみ集積所として利用していただいております。

また、追手住宅跡地、五百井住宅跡地につきましては、前面道路の幅員が狭いため、土地の有効活用がしにくいという状況であります。興留住宅跡地につきましては、いかるがパークウェイとの取り合いの関係で必要であると考えております。

これらのことから、当面は地域住民の広場としての利用を図る一方、災害時における避難場所としての確保をしてまいりたいと考えております。

また、都市計画道路事業やいかるがパークウェイの用地交渉過程において代替地等の要望がございましたら、積極的に情報を提供してまいりたいと考えております。

このことから、職員で構成する内部委員会の設置を考えておりましたが、これまでの部長会で検討した経緯もございまして、委員会の設置にかえて部長会で遊休地の利活用を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、事務の効率化と行政需要を的確かつ柔軟に対応するために、現行体制を見直し、業務に応じた執務体制を臨機応変に整えることが出来るグループ制の導入について検討し、可能な部局から段階的に導入するというふうに言っているわけでありまして、その目途があるのかどうか。我々議会としても、かつて先

進地の視察をし、この状況について十分把握をしているつもりでありますけれども、行政側として真にこの関係について実施をしていくという気持ちがあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今日の行政需要は極めて多様化してきております。その内容も、全体として複雑、高度化してきております。これらの行政需要は、縦割りの組織にまたがって発生するものでございまして、しかも効果的な解決に広い視野に立っての協調や連帯の機能が重要となってまいります。今後、町民の期待にこたえ得る行政を実施するため、柔軟性のある組織を築いていかなければなりません。

本町の現在の組織につきましては、部、課、係で事務処理の単位を階層的に定め、各々の所掌事務を明確に規定しております。この組織のメリットといたしましては、指揮命令系統がはっきりしている、責任・権限が明確である、職務の一貫性が保ちやすいなどが挙げられますが、その反面、組織が固定化する、課や係の間に仕切りが出来る、セクト意識が強く働くなどのデメリットがございます。

そういったことから、部、課、係の現行組織を再編成して階層を少なくし組織の単位を拡大しフラットな組織に組み替える、いわゆるグループ制の導入を検討しているところでございます。ただ、導入に当たりましては、大きく組織を動かすことが必要となりますことから、議会にも十分にご説明、ご相談を申し上げ、ご意見を賜らなければなりません。また、さらには、住民サービスの質の低下を招かぬよう慎重に対応してまいらなければならないと考えております。そういった面に十分配慮しながら、平成20年度を目途に組織機構の改革を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、将来の財政収支の均衡を図るために、大型建設事業の見直しをする必要があるという考え方というものについてお聞かせをいただきたいわけでありまして、まず第1に総合福祉会館についてであります。斑鳩町の福祉健康の拠点施設として総合福祉会館を建設し、介護予防事業、子育て支援、障害者の社会参加促進の強化を目指し、保健センターを併設した施設を整備していると行政は述べています。

この計画について、財政健全化検討住民会議は、「民間施設を活用出来るものは民間施設を活用し、他の施設を利用出来るものはこれを利用し、総合福祉会館は地域包括支

援事業の機能を持った合理的な施設となるよう検討し、徹底した運営経費の節減に努めるよう提言をしていること」について、どのようにお考えになっているのかということと、また総合福祉会館に併設後、現在の保健センターの活用方法及び福祉会館の跡地利用についてはどのようにお考えになっているのかということについてお聞きをしておきたいと思うんです。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） （仮称）総合福祉会館につきましては、平成10年から斑鳩町（仮称）総合福祉会館整備検討委員会において、子どもから高齢者、障害者が家庭や地域で安心して暮らせる地域福祉の中心的施設として計画をし、建設に当たりましては基本の方針や機能などについて議論を行っていただいております。

この検討委員会では、町民の誰もが気軽に利用出来る身近な地域福祉活動の拠点として整備を図るべきであるご提言をいただき、また平成13年には、第3次斑鳩町総合計画においても、「多様な福祉ニーズに対応するため（仮称）総合福祉会館の整備を進める」と位置付け、その整備は町の重点施策であり、早期建設に向け努力をしているところでございます。

この（仮称）総合福祉会館については、少子高齢化社会に対応した福祉と保健機能を一体とした拠点として建設しようとするものでございまして、現在の保健センターや社会福祉協議会の施設では、介護保険や障害者制度の改正等による事業運営に対応することが困難となってきており、保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア支援室、障害者・高齢者の機能訓練室や子育て支援室などを一カ所に集約し、福祉・保健事業を効率よく推進するものでございます。

この（仮称）総合福祉会館整備事業につきましては、財政健全化検討住民会議から、施設機能の見直し、縮小を図ると共に、新たに必要な機能の付加を検討し、さらに徹底した運営経費の節減に努めるようご報告をいただいたところでございます。

そうしたことから、（仮称）総合福祉会館の建設に当たりましては、住民会議のご報告を踏まえ、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行など、時代の要請に合致した内容の検討を行うと共に、建設後の運営経費につきましても十分考慮し、担当常任委員会にもご相談申し上げながら、早期建設を進めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）総合福祉会館に併設後の保健センターの活用方法、並びに福祉会館の跡の利用についてでございますが、まず保健センターの活用方法につきましては、相談

室や会議室、そして書庫等のスペース確保が現庁舎だけでは困難となっており、今後特に相談室の活用が一層求められてくることから、役場庁舎機能の充実を図るため、分庁舎的役割を持ったものとして活用を検討してまいりたいと考えております。

また、福祉会館跡の利用につきましては、藤ノ木古墳の整備とあわせて計画し、町内から出土した遺物等の収蔵庫としての役割を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についての見解であります。3月定例議会の予算審査特別委員会で、平成18年度一般会計予算案について、私は原案に賛成する立場で意見を述べました。その内容は、厳しい財政事情の中でJR法隆寺駅舎改築と周辺整備では、事業に対する批判が聞かれるものの、計画を後退させることなく英断をもって事業の執行方針と財源処置が講じられ、自由通路、駅舎完了の目途がついたことを評価をする。今後、駅周辺整備が遅滞なく進められることを期待したいと述べました。その思いというのは、今も変わりはありません。

住民検討会議は、このJR法隆寺駅周辺整備事業について計画の見直しを強く求めているのでありますが、このことについてどのようにお考えになっているのか。議会といたしましても、特別委員会で様々な問題を克服しながら慎重な論議が尽くされているというふうに承知をしているのでありますが、この点についていかがお考えか、お聞きをしておきます。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、改めて申し上げるまでもなく、斑鳩町総合計画の重点施策に位置付けられておるものでございまして、総合計画、あるいは都市計画マスタープランといった上位計画に定められた整備方針を基本に整備計画を検討してきたものでございます。

また、駅周辺の整備計画を定めるに当たりましては、質問者も述べられておりますように、議会特別委員会におきまして種々ご議論をいただきながら、法隆寺駅駅舎橋上化事業計画や周辺道路整備計画の具体的な方向性を定めてきたものでございます。現在、その計画に沿って事業を推進しているところでございます。

駅舎橋上化事業におきましては、今議会初日に町長の提出議案説明の冒頭においても触れておりますように、現在、自由通路工事を進めているところであり、9月初旬には概ね完成予定でございます。

また、駅舎の整備につきましては、駅舎橋上化工事とあわせまして、平成16年度から3カ年事業として取り組んでまいりましたが、来春3月の完成供用に向けて順調に工事が進捗しているところでございます。

また、駅周辺の道路整備につきましても、現時点では駅舎橋上化事業が先行している状況であります。今日までに駅周辺自治会に対しまして説明会を実施し、整備計画を公表しながら、事業実施に向けて必要な測量設計や立ち会い等の地元調整も進めているところでございます。

このことから、町といたしましても、質問者が常々おっしゃっていただいているように、地権者のご理解、ご協力を得まして、出来るだけ早期に周辺道路整備の完成を目指し事業推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、懸案でありました踏切の拡幅工事につきましても、本年2月に終わり、今年度は自由通路との取り合いを含めた南口広場の歩道や北口4-1号線、踏切から駅北口方面にかけての道でございますが、の整備に着手することといたしており、今年度予定のこれらの事業につきましては、交安事業の国庫補助事業やまちづくり交付金事業の採択を受けて事業を実施するものでございまして、今後順次整備してまいります各路線につきましても、出来る限り有利な財源確保に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 次に、公営住宅の整備事業のあり方についてであります。町が計画する住宅の整備事業を容認するごとく、財政健全化検討住民会議は、老朽化が著しい公営住宅18戸の建て替えに言及していることについてであります。

私は、現在の社会経済の状況と住宅環境は大きく変遷をしており、特に近年における自治体財政の状況を勘案する時に、従来型の住宅建設による供給事業を持続すべきであるかどうかということについて疑問を持ちます。私は、住宅建設は民間の能力を活用する方向で見直してはどうかと考えているのであります。

当面、老朽化の著しい公営住宅18戸の対応については、民間の賃貸住宅を活用し、町が一定の規模と条件を定めた範囲の住宅を入居者が選定をする。民間が設定している賃貸住宅の家賃のうち、町営住宅家賃の相当額は入居者が支払い、不足分は町が負担をすることなどの措置を検討し、老朽化住宅の整備を図る環境を早期に樹立されることを期待したいと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公営住宅整備事業につきましては、財政健全化検討住民会議により、「住宅供給の環境が大きく改善されている中、特に老朽化の著しい昭和28年から昭和32年にわたり建築されました18戸の建て替えが必要であると思われます」との最終報告をいただいているところでございます。

町といたしましては、老朽化した住宅18戸について、早期に対応していく必要があると考えておりますが、現在の住宅供給状況、また厳しい財政状況を見る中で、ただいまご指摘をいただいておりますように、民間住宅の活用も必要であるとも考えているところでございます。

今後は、担当常任委員会のご意見を伺いながら、民間賃貸住宅の借り上げに対する諸要件の整理や、整備済住宅において退去者があった時の入居替えの可能性につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、財政健全化検討住民会議が学校校舎のいわゆる耐震補強事業についても言及をし、児童生徒の交通安全及び防犯被害対策に公費を投入すべきだという見解を示しています。いわゆる優先順位の問題でありますけれども、このことについてはよほど慎重に私は検討をする必要があるのではないかと、こういうふうに考えているわけでありましてけれども、このことについて、学校の耐震補強工事のあり方についてどのようにお考えになっているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 学校校舎耐震補強事業につきましては、お預りいたしております児童生徒の安全を確保するために、また災害時における避難所施設としての機能を確保するため、行政の責任において取り組んでいかなければならないと考えております。また、昨今の児童生徒を取り巻く環境から犯罪被害等に関する対策も講じていかなければならないと考えております。

しかしながら、これらの取り組みを進めていくための財源にも限りがございますので、学校校舎耐震補強等事業にありましては、施設の構造等の安全確保にかかわりますものに最重点化するなど、安全確保以外の設備や意匠など辛抱出来るところにつきましては、総事業費の縮減を図ってまいりたいと考えており、これらの取り組みによりまして10億円程度の事業費の縮減は可能ではないかと判断いたしておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、大型建設事業について見直しを強く住民検討会議は求めているわけでありますが、特に大型事業の関係については30%のカットを求めています。このことについて、行政側としては、30%の削減は可能であるという立場に立って、あるいは実現するという立場に立って検討を進めているのかどうか、このことについてお尋ねをしておきたいと思います。

なお、住民検討会議も行政側も、いわゆる投資的事業についての総枠についての額は一致しているわけでありますから、これの30%削減の方向についてどのようにお考えか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 大型建設事業の見直しにかかわりますものでございますが、財政健全化検討住民会議におきましては、将来の財政収支の均衡を図るため、公債費の縮減に着目され、建設事業費総額の30%カットのご報告をいただいているところでございます。

平成18年度から平成27年度の間、投資的事業費につきましては、第3次総合計画や現在の施策を前提として見積もりますと、その投資金額は概算で149億7,900万円となりまして、これらの事業費遂行のための借入額は78億9,400万円になります。

確かに、これらの事業の推進による公債費負担の増大が、本町財政の悪化を招く大きな要因の一つとなっていることは事実でございます。しかしながら、これらの事業は、本町の行政課題を克服していくためには大変重要な事業であり、議会にもご相談を申し上げ、議論をしていただきながら進めてきたところでございます。

そうしたことから、JR法隆寺駅周辺整備事業、（仮称）総合福祉会館建設、学校校舎耐震補強などの住民生活に密着した事業につきましては、可能な限りの事業費の縮減を図りながら、そして公営住宅整備事業にあつては、抜本的な見直しも検討しながら、公債費負担の縮減に努めてまいりたいと考えております。

各事業の見直しに当たりましては、それぞれ各担当常任委員会にもよくご相談申し上げながら、ご意見を賜りながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

消防法の改正について、消防庁は次のように言っています。近年、住宅火災による死傷者数が増加をする一方、消防庁のデータによれば、その約6割が65歳以上の高齢者で、全体の6割程度が逃げ遅れによる死亡となっています。火災の発生を早く発見出来れば助かったと思われるケースも多く、出火の早期発見は今最も重要な課題と言えます

この早期発見を実現するのが、住宅の天井や壁などに取り付けることが出来る火災報知器です。煙、温度の上昇などをすばやく検知して、警報音や音声を発するので、就寝中や火元のある部屋を離れる場合でも発見が容易になる。ぼやのうちに消し止めたり屋外へ避難したりといった対応が可能になり、火災警報器は火災による悲劇を事前に食い止めるための重要な設備であるとして消防法が改正されたのである。

その消防法の改正に伴って、新築住宅はこの6月1日から住宅火災警報器の設置が義務化をされました。既存の住宅は、各行政によって時期が異なるようでありすけれども、奈良県においては、平成18年6月1日から平成21年5月31日の間に設置するように求められて、平成21年6月1日から義務化をされます。

私は警報器の設置の普及についての必要性を痛感をしているものでありますが、現に斑鳩町でその対象となる既存住宅はどのくらいあるのか。なお、その設置普及、あるいは啓発活動についてどのように進めていこうとするのか、考え方をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 火災警報器の設置が義務づけられる対象となる既存住宅の数と普及啓発の方法についてのご質問でございますが、まず最初に、対象となる既存住宅の棟数についてでございます。平成17年12月末のデータから見ますと、専用住宅、これは併用住宅も含みますが、9,151棟、共同住宅で270棟、合わせまして9,421棟の建物が対象となります。

続きまして、住宅火災警報器設置義務化についての普及啓発活動につきましてでございます。質問者が言われておりますように、全国の住宅火災による死者が急増しております。放火自殺者などを除く住宅火災の死者のうち、約7割は逃げ遅れによるものとなっております。また、この死者のうち約6割近くが65歳以上の高齢者となっております。

今後の高齢化社会の進展に伴いまして、住宅火災の死者の増加が予想されることから個人住宅等において住宅用火災警報器の設置を義務づけられたものでございます。火災

の早期発見、住宅火災による死者の低減、抑制に効果をもたらすものであると考えております。

制度の周知につきましては、昨年11月に西和消防組合消防本部からの重要なお知らせといたしまして、「住宅用火災警報器等の設置が義務化されました」と題しましたチラシを各戸配布をさせていただいたところでございます。チラシの内容につきましては対象となります住宅の種類、住宅用火災警報器の種類、設置場所、設置位置の内容と共に、悪質な訪問販売に十分注意をしていただきますような、注意を喚起する内容となっております。

今後におきましても、当町におきましては、西和消防組合とも連携を図りながら、町広報誌への掲載やチラシの配布、地域での防火訓練や地区別防災訓練など、様々な機会を通じまして、制度の周知、また悪質な訪問販売への注意喚起を継続的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、松田議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、水道事業改革についてですが、第3次斑鳩町行政改革実施計画前期計画の中では、水道事業の改革として、平成19年度より包括的業務委託を導入するとしています。この項目は、国から示された集中改革プランをもとに新たに見直しを行われるものですが、政府が進める規制緩和や民営化策によって、耐震偽装の問題など国民の生活だけでなく命までもが脅かされるところまで発展している事件も起こっており、地方自治体の住民の安心、安全を守るという立場から、こうした取り組みには慎重審議が必要だと考えます。特に、水というのは、住民が直接飲むものです。これまでも水質公

表の要望があり、住民の皆さんも非常に注意深く関心を持っていることから、今後どういった形で業務委託がされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、包括的な業務委託とは、一体どういう形になるのか。現在の運営状況との違いや、委託することによってどんなメリット、デメリットがあると考えておられるのか、町の見解をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 水道事業の包括的業務委託についてでございますけれども国におきましては、「地方公営企業の経営基盤の強化について」、また「地方公営企業への民間的経営手法の導入の推進について」等の通達によりまして、様々な民間的経営手法の積極的な導入を進め、事業の強化と経営の活性化を図るように求めているところでございます。

さて、包括的業務委託の制度についてでございますけれども、水道事業の直営を堅持しながら、それぞれの業務ごとに別々の業者と業務委託を行っている業務、及び将来民間に業務委託を予定する業務、例えば水道事業で言えば、各施設の機器点検修理、電気関係点検修理、メーターの検針、宿日直業務及び浄水場施設の維持管理業務等を一つの業者と包括的に委託契約することによりまして、スケールメリットを図り、経費の削減を目的といたしております。

次に、メリット、デメリットについて、また問題点はないかについてでございますけれども、メリットといたしましては経費の削減、また浄水施設を包括的業務委託することによりまして、何かのトラブル時に一つの業者で対応出来、解決が迅速になることとなります。

一方、デメリット、もしくは問題点につきましては、先進地自治体の例では、現在のところ特段ないとのことでございます。

最後に、町の現在の状況といたしましては、全国的に水道事業の包括的業務委託については、最近動き出したばかりであり、まだ先進地例を研究している状況でございます。

水道事業は、日常生活に欠かせない住民の安全、安心にかかわる事業であり、常に議員皆様方と住民皆様のご理解を得られる事業経営、運営に心がけてまいり所存でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今の部長の答弁の中で、運営自体は町が行っていくという考え

方をお聞きいたしまして、少し安心をいたしました。

あと、国の方から示されている民間委託につきましては、委託した業務、事業についての行政としての責任を果たし得るよう適切に評価管理を行うことが出来るような措置を講じること、また民間委託等の実施状況については、事務事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表することと、こういった内容での発表をされております。こうしたことにつきましては、この事業にかかわらず、住民の皆さんにわかりやすい形で公表をしていただきたいというのと、あと先ほど部長の方がおっしゃっておられました中に、検針の事業も民間の方に委託をしていく旨のことをおっしゃっておられましたけれども、住民サービスということを考えますと、先日住民の方と少しお話をしますと、ある月の水道料金が先月、前の月の倍になっているということから、検針員さんが親切に教えてくれた。そういった親切というんですね、サービスの質というのはこれからも保ってほしいという、こういったご意見もおっしゃっておられましたので、そういったサービスというのは、町行政への信頼につながるものであるので、今後も大切にしていってほしいというふうに思います。

包括的業務委託につきましては、今後検討をされていくということですので、また所属の担当委員会にも提示いただいて十分な審議を行っていただきたいというふうに思いますが、時期的にどういった段階で委員会に示していただけるのか、今の時点でわかるようでしたらお答えをいただきたいとします。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） まず、検針について今質問されましたけども、検針につきまして現在民間委託をやっておりますので、これについても今現在も民間委託をやっておるといことでご承知願いたいと思います。

なお、包括的業務委託の時期についてでございますけども、これにつきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、まだ現在、最近全国的にも動き出したばかりであり、まだ研究段階でありますので、時期云々についてこの場でご答弁する時期ではございませんので、ご理解をいただきたいとします。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうしましたら、今後、十分に担当委員会の方と協議を行いながら、改革の方を、住民サービスを低下させない、住民の安心、安全を守るという立場で、それでもなお経費節減等に向けて検討をいただきたいというふうに思いまして、こ

の質問は終わらせていただきます。

次に、アスベストの対策についてですが、昨年、アスベストの健康被害がマスコミなどで大きく取り上げられて以来、その実態が明らかになりつつあり、行政の対応もより広い範囲で求められてきているというふうに思います。

斑鳩町にもアスベストを扱っていた工場があり、昨年当初行われた説明会でも、工場周辺の住民の皆さんの不安がかなり大きなものだということは、そこに参加されていた近隣自治会の住民の方の発言からも強く感じられました。今、被害者の会が出来て活動をされているということを知っていますが、実際に健康被害に遭われている方の救済やまたアスベスト事業の追跡調査など、こういった取り組みは、今後引き続き大きな課題として対応が必要です。

また、担当課で少しお話をお聞きしましたが、その後アスベストに関する問い合わせ等もだんだんと件数が少なくなっているということですが、最近町内で建物の解体工事が行われる際に、アスベストが飛散する問題について、その近隣の住民さんから不安や心配の声をお聞きします。こうした声は町の方にも寄せられているというふうに思いますが、現在の対応状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、建物の解体に伴います手続につきましては、複数の手続が必要でございます。

その手続の関係で申し上げますと、まず廃棄物の関係につきましては、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律というのがございます。これは、いわゆる建設リサイクル法という法律でございますけれども、床面積の合計が80平方メートル以上の解体をする場合、工事着手の7日前までに都道府県知事に届け出を行うということになっております。それと共に、分別解体等で再資源化等を実施しなければならないということにもされているところでございます。

次に、労働安全衛生法に基づきまして、石綿障害予防規則では、建築物、または工作物の解体等を行う場合は、石綿等によります労働者の健康障害を防止するために、あらかじめ当該建築物等の使用の有無を目視、または設計図書等によりまして調査をしなければならないというように定められております。そして、解体をいたします建築物等に吹き付けアスベストが使用をされていた場合は、所轄する労働基準監督署長にも届け出が必要になっているということでございます。

次に、大気汚染の関係で申し上げますと、大気汚染防止法では、従来は延べ面積が500平方メートル以上の建物で、かつ吹き付けアスベストが50平方メートル以上使用されている場合につきまして都道府県知事に届け出の義務があったわけですが、今年の3月1日に法が改正をされまして、規模の要件が、面積要件というものが撤廃をされまして、規制の対象となります材料につきましても、吹き付けのアスベストに加えてアスベストを含有する断熱材、保温材などいわゆる非飛散性のアスベストを使用していた場合にも、届け出が必要となりました。それと、付近に影響がないように飛散防止の対策も義務付けられたところでございます。

しかしながら、これらの届け出につきましては、県もしくは労働基準監督署ということになっておりまして、この届け出のシステムから申し上げますと、当町としては、解体作業に入られるまで解体の事実、あるいは解体現場でのアスベストの使用の有無については把握出来ないというのが今現在の町の立場であるということでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 実際に届け出をしても、アスベストが使われていたとしても、町の方で把握が出来ないような状況になっているというのは、私少し聞かせてもらってそれはちょっとおかしいなど。例えば、私の家の近所でも実際に、もともとデパートであったラポールというところが解体をされたんですけれども、その時に住民さんが非常にアスベストを含んでいるのか含んでいないのか不安があるというて町の方に連絡をされて町の方に対応を求めたんですが、しかし町の方がわからないということでしたので町民さんも非常に困ってしまったという状況をお聞きしています。

それで、県の方に対応を求めても、県の方から町に連絡するその機関というんですかね、システムになっていないということでした、私はこれぜひ改めるべきだというふうに思うんです。

また、実際に解体される際の業者さんの説明というものも、近所に説明に来られたのですけれども、実際に接している2～3軒のところには説明に来ず、住民さんはわからないような状態のままで、非常に困っておられたということもお聞きしています。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、解体業者が解体をする際に、住民さんに工事の説明等、アスベストが含まれているか等の説明というのは義務付けられているのか、またそういったことに対して県は指導をしているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 周辺住民に対しての説明というのは、法的に規定をされているところではございません。ただ、解体をされる業者の方、もしくはそれを請け負われている施工業者の方につきましては、そういうことで周辺の方々に解体に際してのまた建設をされる場合につきましては建設をされる時に、住民の方々にもご迷惑をかけるということで、道義的にそういう形での説明会、もしくはこういう形で解体をし、もしくは建築をやりますということの説明はされるとは思いますが、今、質問者が言われておるような状況での法的な義務付けというのはございません。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 法的な義務付けはないということですが、では県や町の方というのは、そういった住民さんの問い合わせに対しては、こういった対応をされているんですか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをさせていただいておりますように、当然アスベストが含まれておるものを材料として使っておる場合につきましては、当然面積関係なしにして届け出が必要になってまいります。そういう時に、当然使用されている材料につきましては、申し上げましたように、特定行政庁もしくは労働基準監督署なりに届け出の際には使用されている材料がわかりますので、当然そういう対応は、都道府県知事並びに労働基準監督署においては当然されると思います。

ただ、住民の方が直接、第一報として町の方にそういう問い合わせがあろうかと思えますので、そういう対応につきましては、我々も、解体をするという情報を得ておれば当然そういうことが県の方に、もしくは労働基準監督署の方に届け出があれば、町の方に連絡をしていただきたいということでは以前からもお願いはしております。

ただ、ご指摘のラポールの件につきましては、我々も解体をされるということにつきましては、ちょっと事前に把握も出来ておらなかったものですから、そういう依頼もしておらなかったということで、通報をいただいた住民の方との行き違いもあったんですけども、その後におきまして町の方にご連絡をいただきましたので、多分いただいたのが4月の頭ぐらい、3日ぐらいだったと思うんですけども、そういう状況の中で保健所の方にも連絡をし、現場の立ち会いをしていただくように要請もして、町の方も一緒にその現場を目視をさせていただく中で、現場確認もさせていただいたという経緯で

ざいます。

ただ、その時には、現場を立ち会った時には、中の方がもうほぼ撤去されているような状況であったので、完全に使用されておったかどうかという実態までつかめなかったのは、ちょっと我々としては、せつかく立ち会いをしているのに残念だったなというふうには思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 町の方でその件については対応いただいているということですが、住民さんの方にお聞きをしましても、そして町の方でも、やはり解体工事が行われるのがわからないというのは非常に困るというふうに思うんです。

そこで、私も、建設リサイクル法に基づく所定の用紙というのを郡山土木でいただけてきたんですけども、3枚複写になっていて、先ほど言うた労働基準監督署と保健所の方ですか、とに渡すというふうになっているけれども、その関係機関の中に市町村がやはり入っていないというのは、県の姿勢としても、やはり町と一体となってアスベスト問題に当たっていただくという視点が欠けているのではないかとこのように思うんです。そして、やっぱり住民の皆さんからもそうした対応を、例えば斑鳩町の人でしたらやはり斑鳩町に求めてくるので、斑鳩町としても、先ほど部長県の方に要望をしているというふうにおっしゃいましたけれども、県の方のシステムを変更して斑鳩町の方に連絡をしてもらうように、そういうことが出来るのかということと、あと業者の方ですね解体をする業者の方に、県の方に申請を上げるということですけども、業者の方に町にも連絡を入れるという、そういうことが出来るのかどうか、お聞きをしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私どもの方も、情報として入手をしておりましたら、そういう形で、先ほどもお答えしてますように、ご指摘の場所以外に解体をされるという情報も事前に入手をしておりましたので、そういうことにつきましては、一応届け出があった場合については通報をしてほしいということをお願いもしておりました。その件につきましては、県の方からご連絡をいただいて一緒にその現場も立ち会いもさせていただいたということで、今後もそういう形で、我々としては事前にそういう情報も把握出来るならばそういう形で県の方をお願いをして立ち会いをさせていただけるようにはしていきたい、今後もそのように取り組んでいきたいと思っております。

それと、県の方でも、アスベストを含む廃棄物の適正処理の監視をより強化するために、建設リサイクル法の届け出を受け付けます土木部門で、産業廃棄物監視センターというところがあるんですけども、そういうところにも情報を提供して、連携をしてその解体についての強化をしていくというようにも、取り組んでいるということで聞いております。

今後、住民の方で、質問者も言われてますように、当然第一義的には町の方に、こういうことがあるんだということでおっしゃっていただくことになりますので、そういうことで当然町の方から県の方に対しまして、そういう形で解体の届け出があれば、届け出があった際には早急に町の方にも一報をいただくようにということで、再度お願いもしておきたいというように思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 部長の方で県の方に要望をしていただくというふうにおっしゃってますが、ぜひ強く、そしてアスベストが含まれていようがなかろうが、やはり解体をされるということで住民さんが非常に不安をお持ちなので、そこはぜひ町の方に状況がわかるように連絡をしていただけるよう、県に強く要望していただくように私からもお願いをしておきたいと思っております。

そして、次の国・県との連携した取り組みということですが、今の・番目の質問とも通ずるところがあるんですけども、まず、以前の質問でも強調しましたように、アスベストの被害については、国の責任というのが非常に重大であるというふうに思います

さらに、新たに整備されたアスベスト対策法でも、十分な救済措置がとられていないというふうに私は考えます。また、県の方でも、先ほどのように市町村と連携してアスベスト問題に取り組んでいくという姿勢が見えてこないというのが現状ですが、そうしたまだまだ遅れている国や県の取り組みに対して、住民と結び付きの強い町の方から実質的な対応というのを積極的に求めていくことが必要だと思います。

そんな中で、今年度から県が、先ほど部長もおっしゃっておられましたが、アスベスト除去のための新たな取り組み、アスベストに対しての対策を新たな取り組みをつくって行っているというふうにお聞きをしていますが、その取り組みについて、どういった内容であるのかということと、町はそれに対してどう対応していこうと考えているのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この石綿につきましては、建材としてかなり建築物に、建物に使用されております。今後、これらの建物の老朽化によりまして解体工事が増加をしてくるのではないかとというようにも推測をいたしているところでございます。

建物に吹き付けられましたアスベストが損傷をしたり、劣化等によりましてその粉塵を発散をさせ、アスベストによります被害の発生も懸念をされます。それらを未然に防止をするために、国と県の補助事業といたしまして、本年度から不特定多数の方が利用する既存の民間の建築物の吹き付けアスベストの分析調査に対します支援事業というのが実施をされることとなっております。

この事業につきましては、各市町村が義務的にやらなければならないということではなしに、その市町村の判断によって実施をしますということで、補助制度に乗ってやりますよということで手を挙げたところの市町村が対象になるということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

県の方では、この補助要綱を、現在この事業実施に際しての要綱を策定中であるというように聞いているところでございます。その補助主体が市町村ということでございますので、県のこの策定中の補助要綱が出来ました後、この補助を、先ほど言いましたように、受けようとする市町村につきましては、市町村での補助要綱というものを策定していかなければならないということになってまいります。現在、このところで、まだ先ほど言いましたように、県の方の補助要綱が策定中ですので、それが出てまいりまして、当町といたしましても、それを要綱を策定して制度として実施をしていきたいなというようには考えているところでございます。

この補助制度の概略でございますけれども、先ほども申し上げましたように、建物の規模には関係ないであろうというように今現在考えております。きっちりしたところが出ておりませんので、明確にはお答え出来ないんですけども、多分建物の規模には関係なくて、先ほど申し上げましたように、不特定の方の出入りのある建物、そして露出をしているアスベスト含有の可能性があります吹き付け材が使用されている場合であるということで、一般住宅につきましては、個人資産ということで対象外ということになっております。

ただ、マンションとか集合住宅といった個人資産のものでありまして、廊下とかエントランスホールなど共有部分がございます。そういうところは、不特定多数の人も出入りもあろうということで、これの部分につきましては、今現在知り得る情報では補助

の対象となるのではないかというように聞いております。

これの調査にかかります費用の関係で、対象の限度額につきましては、1カ所当たり9万円以内で、国が3分の1、そして県と町がそれぞれ6分の1ずつ、そして実施主体であります方が3分の1の負担ということになっております。

今回の補助事業の対象は、あくまでも吹き付けられた建材がアスベストを含有しているかどうかの調査ということでございます。その調査の結果で、もしもアスベストが含まれているということになりましたら、それは所有者の方の責任で、除去とか、あるいは囲い込み、封じ込め等の対策を講じていただくということになろうかと、このように思います。

先ほども申し上げてますように、県が今この補助制度によります要綱を策定中ということで、それを当町といたしましても待ちまして、町の補助要綱を制定して対応をしていきたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 人が集まる場所ということで、アスベスト除去に向けて一歩でも前進をしたのかなというふうに思いますけれども、ただ調査のための補助ということですから、除去のためにかかる費用については補助はされないということですが、そうしたところで実際に行っていくのに費用はどれぐらいかかるのかなという心配と、あと一般の住宅等個人資産については対象にならないということですが、大きな企業なんかでは、実際にお金のあるところは、そうして自分で負担してでもアスベスト除去というのは行えていけるというふうに思うんですが、民間で、例えば個人でやっているところでも、従業員を雇ってやっているところなんかでは、そうしたアスベストの除去というのは、雇い側の責任になるというふうに思いますので、そういった人たちがまだまだ救済の対象になっていないような状況があると思います。

また、一般住宅でも、例えば耐震工事などの際に、アスベスト除去として補助が出来るような工夫等も出来るのではないかなと。これから先になっていきますので、そういったことはこちらの方から申し上げていかないと、なかなか検討はしていただけないというふうに思いますので、町としてもやはり国や県に対しまして、個人の住宅でもやはりアスベスト対策の対象になるような措置をとっていただけるよう強く要望をさせていただきたいというのと、あと、県のまだ要綱がしっかり定まっていないということですがそうしたアスベスト除去に向けて調査の補助を行っていくというのであれば、しっかり

と住民の皆さんに周知を行っていただき、そしてその補助制度も活用していただけるように、十分に周知していただけるように要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、3番目になりますが、3月の県議会で少年補導条例が制定されましたが、この条例は、不良行為と呼ばれる項目を26項目つくって、それを補導の対象にするというものです。しかし、その定義が非常にあいまいであり、何も犯罪を犯していない少年が補導の対象とされ、子どもの人権侵害につながるのではないかと弁護士会から批判の声が上がっています。また、不登校の子どもたちをも補導の対象にしており、父母の皆さんを含め多くの方から、問題のある条例だという声が出されています。

そんな中で、県は、7月1日からこの条例を施行するとしていますが、当然施行されれば斑鳩町民にも影響があり、町内でも父母の皆さんから不安と心配の声をお聞きしております。

そうしたことから、斑鳩町の教育委員会としても、この条例につきましても、問題意識をしっかりと持っていただきたいと思いますが、先日の総務常任委員会で町の見解をお尋ねした際、教育長は、住民の皆さんに対して条例の趣旨を理解してもらえよう理解を求めていくという答弁をされていましたが、どういったことがこの条例の趣旨であるというふうに考えておられるのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も質問者がおっしゃっていただいていますように、奈良県の方で今回少年補導条例を制定されたところでございます。

奈良県内の青少年補導の件数でございますが、警察あるいは関係者のこれまでの指導にもかわりませずなかなか減少しないというのが状況でございます。そしてまた、ある項目をとらえますと、やっぱり深夜徘徊、あるいは喫煙等をとりますと、昨年度の実態では、全補導件数の97%という数字が出ております。こうした状況から、今回、青少年の非行防止と保護を通じまして、少年の健全な育成を図ることを目的に制定されたものであるというふうに理解をいたしております。

今も申されておりますように、不良行為という状況でございますが、これにつきましては、20歳未満、あるいは19歳未満、18歳未満の3区分を分けられまして、そして26項目を定められているところでございます。

従来は、こういった補導につきましてもなかなか不透明なところがあつたわけでござ

いますが、そうした補導活動の範囲、あるいは根拠と手続、こういったものについて明確にし、少年補導員の身分等についても明確にされているところがございます。

不良行為少年に対します補導活動を関係機関、あるいは各種ボランティア、保護者等社会全体で取り組むことを示されています。要するに、奈良県県民全体が青少年の健全育成に努めなければならないと、こういった内容であるというふうに理解をいたしております。

さらに、県民及び滞在者の自由と権利を不当に制限しないこと、あるいは条例の規定による警察職員の権限が犯罪捜査を目的とするものではないということもはっきりとここにうたわれているところがございます。

こうしたことを基準にいたしまして、少年の非行防止の指導、助言に当たってもらえるものというふうに理解をいたしております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） この条例制定の過程の中で、不良行為というんですかね、先ほど喫煙等の数字というのが減っていないというふうに教育長おっしゃいましたけれども県議会の中で私どもの共産党の議員団が問題点を指摘したんですけれども、その中では奈良県では、少年犯罪というのは増えていないと、類似県と比べても少年非行が特別深刻化している状況ではないのに、なぜこの条例を全国で奈良県が先駆けてつくらなければいけないのかということの問題点として挙げております。

また、県民全体で青少年の健全育成を図っていくことが趣旨だというふうに教育長おっしゃったと思うんですけれども、この条例を制定することによって、お互いが監視をし合ってしまうようなそんな社会をつくり出してしまうのではないかと、また警察の職権の中でも、明らかに犯罪を起こそうとしているという、そういう少年に対して補導を行うことが出来るとはされていますが、まだ犯罪を行うかどうかわからない、そういった少年もこの条例によって補導の対象になってしまう、そういったおそれから父母の方からも心配の声をお聞きをしている状況です。

犯罪の低年齢化が進んでおり、犯罪を起こす少年も出てきております。そういった犯罪を犯した場合というのは、やはり警察に取り締まってもらう、このことは大切だというふうには思うんですが、その条例の規定があいまいであることから、不登校や犯罪を犯していない少年まで補導の対象になっており、少年の人権侵害につながりかねないことから、町内の父母からも心配の声が挙がっていて、実際にそうした住民の皆さんが心

配をしておられると、そうした問題を含んだ条例だというふうに教育長は認識をされているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただきますように、今のおっしゃっているような状況を認識しているかということですが、私は県の方の、今も申し上げましたように、現在の実態をとらえて、そしてそれをやっぱり子どもたちの健全育成に努めていくと、こういうことから制定されたものでございますので、先ほども申し上げましたように、犯罪目的にした補導条例でないというふうにも申し上げておりますし、やっぱり私は、その指導に当たって、十分その状況、あるいはその子の状況というものを十分把握する中で適切に指導助言されるものというふうに理解をいたしております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 青少年の健全育成ということだと、斑鳩町で言いますと、青少年問題協議会や防犯協議会の方々にも大きくかかわってくるというふうに思うんですが、県民の責務として、不良行為を発見した時に行為を止めさせる努力義務や、保護者学校、警察などへ通報する努力義務、これを条例の中で定めています。条例で決まっていることだからと、協議会に対しまして町も教育委員会としてそうした理解を求めていくのかどうか、この点もお聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、これまでの児童福祉法、あるいは奈良県の青少年の健全育成に関します条例におきましても、それぞれ法令の目的達成のために、必要な国民や、あるいは県民の責務を規定しているところでございます。

少年の健全な育成を図るという条例の目的達成のために、不良行為少年を発見した場合の注意や、必要に応じて保護者、学校、関係者、あるいは警察への通報を行っていただくことは、次代を担う少年の健全な育成を図る大人社会全体の責務であるというふうに考えているところでございます。したがって、住民の皆さんには十分に理解が得られるように、県をはじめとする関係機関と協力しながら啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、こうした活動が、少年の自由や権利を不当に制限するものではないことや、あるいは条例の規定による警察職員の権限が犯罪捜査のために行うものではないことも明記されておりますことから、適正な運用が図られるものというふうに考えているところ

でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 確かに、教育長おっしゃっていることというのは、県警の方が説明されていることそのままというふうに思うんですけども、弁護士の方からも、例えば不登校のフリースクールなんかで子どもたちの面倒を見ておられる方からも心配の声が上がっているのは、例えば学校に行かないで街でうろうろしているところを警察に呼び止められて、何をしていますんですかと、そういった質問をされることというのは少年にとったらすごい怖いことであって、そして、例えば質問にちゃんと答えられなかったりして、ちょっとそしたら交番に来てくれるかということで交番に連れていかれてそして色々質問をされる。

また、先日、スーパーモーニングというテレビでも特集をやっていましたけれども、自分は何もしていないのに警察に呼び止められたと。何でそんな呼び止められやないかんねんということで逃げ出そうとする少年というのが、公務執行妨害ということで、何も悪いことしてないのに罪になってしまったりとか、そういう状況を引き起こすんじゃないかという心配もされています。

そして、今年の6月にも、県議会の方で、子どもを犯罪の被害から守る条例、いわゆる声かけ禁止条例と私は言っているんですけども、これがつくられて、子どもたちへの善意の声かけ、こういったものが今非常にやりにくくなっている。そうしたことが、地域で子どもたちを見守るための取り組みを非常にやりにくくさせているんじゃないかというふうに感じています。

斑鳩町の方でも、せっかく防犯パトロールや見守りのボランティア活動を含め、多くの方が今子どもたちを見守る取り組みを行っているのに、それに逆行する流れをつくってしまうのではないかと、私は非常に危惧を覚えます。

実際に、小学校のボランティアに登録されていない方、登録までは出来ないけれども時々子どもの様子を見守るために下校時に家の前などに立って防犯に努めている方の話を少しお聞きしたんですけども、学校の方では、やはり子どもたちは知らない人には警戒をするようにというふうに教えられているし、この条例も出来てしまったことから逆に不審者と間違われると自分がかまってしまうと。だから、なるべく声もかけないようにし、目も合せないようにして子どもたちを見守っているんだということをおっしゃっておられました。

そうした今の時点でも子どもたちが大人を警戒するような状況の中で育てられて、そして日常的に大人と声をかけ合う機会が減り、社会とのつながりが希薄になっているのに、今度はその子どもたちがもう少し大きくなると、今度は警察やその他の大人、また子ども同士でさえも、今度は悪いことをしているのではないかということで監視をされるというふうになってしまいますと、ますます大人への社会への不信感を強めることになってきます。

犯罪を犯してしまった少年に対しては、先ほども言いましたが、警察できっちりと取り締まっていただく必要はありますが、そしてそういう少年たちがいるというのも事実ですが、そうではない少年、犯罪を犯していない少年まで、例えば平日街をうろうろしているからといって、それを見た方が、大人が通報する、そしてそれを県民の義務として、地域の大人たちや、青少年の健全育成を目的としている、例えば斑鳩町で言うと青少年問題協議会など、町の行政機関が行うということになりますと、これは私たち、自分たちが、自らの地域の子どもたちとの信頼関係を壊すことにつながるというふうに思います。

そこでお尋ねをしたいんですけれども、町は教育や行政の役割と警察の役割との違いをどのように認識しておられますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、質問者おっしゃっていただいているように、確かにコミュニケーションの希薄化というのは、今、社会の中で大きな問題になっているというふうに思っています。そうしたことから、なかなか見て見ぬふりをするというような状況がございました。そうしたことから、やっぱり声かけをしていく、子どもたちに、あるいは少年に声かけ出来るような環境整備をしていく必要があるだろうというようなことも言われてきているわけがございます。少年補導員についても、なかなか踏み込んだ指導現実にたばこを吸っておってもなかなかそこまで、それ以上踏み込んだことは出来ないやめときなさいという程度で終わってしまうというようなことが、今日までの状況であったというふうに思っています。それが一步踏み込んで、やっぱりたばこはいかんねやということも強く指導出来るという状況にはなってきているというふうに思っています

そうした中で、今、行政の役割ということでございますが、警察につきましても、学校、その他関係機関等と緊密な連携を図りながら、少年の非行防止と保護を通じまして少年の健全育成に努めるものでございます。喫煙や飲酒などの不良少年を発見した場合

には、適切な助言や、あるいは指導等の役割があるというふうに考えております。

一方、行政及び教育委員会につきましては、本条例の趣旨に基づきまして、警察をはじめとする関係諸機関と連携を緊密にしながら、少年の非行防止のために、従来から行っております啓発活動等をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 警察と協力をしてやっていくことも私は必要だと思いますが、今、教育長たばこの例を挙げられましたけれども、以前に少年補導条例を考えるシンポジウムというのが開かれて、そこであるお母さんが発言をしていたんですけれども、たばこを吸うなというんでしたら、誰でも買える自動販売機が町中にある大人社会の見直しが必要だと、子どもたちをしばることより、少人数学級の実現など、そうした子どもたちが健やかに成長出来る環境づくりを大切にしていくことだというふうに述べております。そしてまた、高校生自身も発言をしております、条例案について友達と話し合いをしたんですけれども、深夜徘徊などは親とうまくいってないのかもしれない。そういった子どもたちが、補導する側の判断で、不良か不良でないかを決めつけられるのは絶対嫌だということ強く主張をしておりました。

この条例というのは、何度も言うてますけれども、あいまいな定義と県民の義務づけによって、それを望まない住民の良心も犯すおそれがあり、子どもたちに地域社会や大人への不信感を広げるような監視型の社会を生み出すことになってしまいます。警察が子どもたちを取り締まりの対象と見て、警察職員の権限を拡大し、子どもへの関心を強化することが、少年非行の防止と少年の健全な育成につながるとの発想は、国連子どもの権利条約からも逆行しており、根本的に誤りであるというふうに指摘をしたいと思います。

斑鳩町は、次世代育成支援行動計画の中で、「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」、その計画のテーマを掲げていますが、児童の権利に関する条例に基づき、子どもを権利を持った一人の人間として尊重し、子どもの健やかな成長、発達への支援を住民みんなで進められるまちづくりを目指す。また、核家族化や都市化の進行によって地域社会のつながりが希薄化する中で、子育て中の親の孤立や育児ノイローゼ、虐待などを未然に防ぐため地域社会を構成するすべてのメンバーがお互いに協力し、連携しながら、子育て家庭や子どもの成長を見守り支えられるよう、関係機関を交えた子育てのためのネットワークづくりやボランティア活動の育成を図り、みんなで子育て家庭を

応援するまちを目指すと、このようにはっきりとうたっております。

私は、この少年補導条例の実際の内容というのは、次世代育成支援の取り組みにも逆行するというふうに考えます。やはり、子どもたちは地域で温かく見守って育てていくこのことを教育行政として、行政の役割として十分にご認識いただき、警察権力の拡大で監視型社会をつくるような、こういった条例につきましては問題意識を持っていただきたいというふうに強く要望をいたしたいと思いますが、今後、この条例の中身を住民に対してよく知らして、そして住民の皆さんがどういった対応を望んでいるのか、これをしっかり把握、認識していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただいたように、地域の人たちがみんなで地域の子どもたちを育てるということについては、私は賛成でございます。

その中で、今日まで、子どもたちの状況を見る時に、やはり社会のルールに反している子どもたちが、すべてではないですけれども、今も申し上げる県の統計にありますように、やはり1万人を超える子どもたちがそういう補導をされているという実態がございます。そうしたことをやっぱり予防をして、そして将来犯罪を犯さないような、やっぱり健全に育てていくということが大事ではないかなというふうに思っています。

これは、あくまでも、先ほども申し上げましたように、取り締まりをするということではなしに、やはり予防をしていく、非行に走らない方向に導いていくということが大事ではないのかなという気がいたしますので、そうした意味で、やっぱり住民の皆さん方にも十分この条例の趣旨を理解していただくような啓発をしていきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、教育長言っていただきましたように、例えば学校に行かないで街中をうろろうろしてしまうと補導されるということで、とにかく学校に行けというふうになってしまいかねないので、そこはなぜ子どもたちが学校に行けないのか、これをやはり教育行政がしっかりと子どもと一緒に考えて、そして問題を解決し、そして地域の中に子どもたちが溶け込んでいけるよう、そういった対応ですね、そういった子どものための条件整備や環境整備、これが行政の役割だということを強く認識していただき、教育長の答弁の中では、結局やはり問題意識を持っているというところはいま見ることは出来なかったというふうに思いますが、そのことにつきましては、今後十

分住民の皆さんの意見を聞きまして、そして対応を考えていただきたいというふうに要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時08分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず、今年3月、県が策定した市町村合併構想について、午前中の先輩議員の質問とも重複するかもしれませんが、北和地区の意見交換に参加しての率直な感想をお示しく下さい。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 奈良県市町村合併推進構想に関する地域別意見交換会が、6月1日から開催されました。当町の属する北和地域は、去る6月5日午後1時30分から、奈良市内において行われました。その意見交換会において、私と議長が参加をさせていただきました。

説明会では、最初に西尾副知事さんがあいさつの後、奈良県市町村合併推進構想の説明をはじめ、合併の必要性や合併関連予算等につきまして、県市町村課長から40分程度説明がありました。また、総務部次長からも、また土谷審議会会長からも説明があったわけでございます。その後意見交換に移られたということの状況でございました。

しかし、すぐに発言される市町村長や議長がおられなかったことから、失礼だと思っただんですが、私の方から、現在斑鳩町の実情を知っていただくために説明をさせていただきました。斑鳩町は、住民投票から日が浅い状況の中で、合併を検討、協議することは非常に難しい旨の、本町の今日までの合併に対する取り組みや経緯を踏まえた実情を申し述べたところでございます。

その後、河合の町長さん、引き続いて山添の村長さんが意見を述べられたところでございます。しかし、活発な意見交換もなく、意見交換は1時間程度で終わったという状

況でございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 先ほどの質問者も質問しておられましたが、6月6日の奈良新聞では、「斑鳩町の芳村是助役が『住民投票で合併反対が圧倒的に多く、いま合併協議に入ることは住民無視となる』と」、このように報道されておりますが、当日、先ほど助役さんからの答弁もありましたが、奈良県市町村合併推進審議会からも意見を述べられたとお聞きいたしておりますが、その内容をお示してください。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 奈良県市町村合併推進審議会の土谷会長から、審議会の内容について説明をされました。その内容をお聞きしますと、昨年度に5回開催され、審議会の審議により各委員から出された意見について色々と説明したということでございます。

その主な内容といたしましては、審議会の土屋会長は、「前回の合併協議に際して、住民に伝わった情報が少なかった。住民自治の観点から、市町村は積極的に情報提起すべきである。また、情報が少ない状態で住民投票を実施し、住民に判断してもらうのは問題があるのではないかと述べられたところでございます。

また、意見交換の最後には、「市町村の首脳陣が本当に合併をしないといけないという考えで住民投票をすれば、説得型の説明になるはずである。合併するかしないかどちらにしましょうかという住民投票であれば疑問がある」ということが付け加えられたところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私は、前回の合併協議が住民発議による協議会の設置であったがゆえに、土谷会長の見解は的を射た意見で、新聞報道にある、合併協議に入ることは住民無視となるという助役さんの意見では、全く認識不足で無責任と言わざるを得ない。しかし、今、土谷会長の意見を的確に認識した上で、今のご答弁のように、住民投票から日が浅い状況で合併を検討、協議することは難しい、このような意見であればまだ理解が出来ます。

そして、次に、昨年西和7町合併協議会廃止を踏まえて、現時点での認識をお示してください。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 市町村合併自体は、地方分権の推進及び国と地方の厳しい財政状況の中で、様々な行政課題に対応していくための有効な手法の一つであることは、私も十分認識しております。

ただ、平成15年、16年に7町合併協議会にて協議を進め、住民説明会を開催する中で、住民の皆さんからご意見をお聞きしますと、7町合併については否定的なものが数多くありました。その理由といたしましては、新市名について、「斑鳩」という歴史的由緒ある名前、土地に愛着があるために、自治体名が変わることへの抵抗感、さらに財政状況の異なる7町の合併により他町の借金までを背負うことになるのではないかとという不安感、不公平感を多くの住民は感じていたことを挙げる事が出来ます。

そして、その後の住民投票では、8割弱の方々が7町合併に反対という結果が出ておりますので、これを重く厳粛に受け止め、これらの住民の声を無視した合併の検討は非常に難しく、3町の合併につきましても本町から合併を求めていくことはしないと考えておる理由でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私も、法定協議会の委員として色々意見も言わせていただいたし私自身も推進の方で走っておりました。それは、有効な手法の一つであるということも十分認識した上で動いておったということなんですが、残念ながらああいう結果になっております。

「斑鳩」という名前、それと今ご答弁にもありました、財政的な不安感、不公平感等からの認識、これらについては、先ほどの土谷会長の意見も加えて、今後の合併協議の中で議論していくことといたしておきます。

それで、次の質問に移ります。

次の質問として、法務局斑鳩出張所の廃庁についてのその・として、予算委員会等の議論を踏まえ、建物有償払い下げの交渉過程とその理由及びその後の推移をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 予算委員会等の議論を踏まえ、建物有償払い下げの交渉過程と理由及びその後の推移についてのご質問でございます。

平成17年2月15日に、奈良地方法務局長が来庁され、町長と面談されております

内容につきましては、国の行政改革の一環として奈良地方法務局斑鳩出張所を廃止し、葛城支局へ統合したいという申し入れでありました。これに対し、町長は奈良地方法務局斑鳩出張所の存続を要望し、また生駒郡町村会会長として、同日付で法務局斑鳩出張所の存続を奈良地方法務局長に文書で要望いたしております。

平成17年3月16日に再度、統合の理解を得るために奈良地方法務局長が来庁され町長と面談されております。その内容でございますが、2月15日の内容と同じく、奈良地方法務局斑鳩出張所を廃止し葛城支局に統合したいという趣旨でございました。

この後、平成17年4月25日、生駒郡町村会会長として小城町長が上京し、法務副大臣滝実氏に対し、奈良地方法務局斑鳩出張所施設を無償で払い下げされるよう文書で要望しております。

平成17年7月4日、奈良地方法務局長、同会計課長、同施設係長が来庁され、町長と面談されております。この時、国有財産法に基づく建物の払い下げ予定額の提示があり、258万円を示されております。

平成17年8月23日の総務委員会におきまして、法務局斑鳩出張所建屋の払い下げについて、国では法務局としての正式な内諾が得られたことから、公共施設として再利用を含め利用方法を検討していきたいとのご報告をさせていただいております。

平成17年9月16日の総務常任委員会において、法務局斑鳩出張所跡地の利用について、文化財に関する拠点施設としての再利用したい旨のご報告をいたしております。

平成17年11月11日に、奈良地方法務局会計課長、同施設係長が来庁されております。事務担当者の打ち合わせを行っていただいております。町といたしましては、建屋の払い下げ予定額258万円を提示されているものの、出来るだけ安くなるように依頼もいたしております。

平成18年3月10日の予算審査特別委員会において、法務局斑鳩出張所建屋を有償で払い下げることにつきまして報告を行ってきたところでございます。

その中で、平成18年3月23日に斑鳩町議会が法務大臣に対し、法務局斑鳩出張所建屋の無償払い下げについて要望書が提出され、平成18年4月25日に奈良地方法務局長より回答を得ております。

その回答内容でございますが、庁舎等国有財産の売却に関しましては、国有財産法第20条及び昭和61年4月23日付蔵理第1686号旧大蔵省理財局長通達「民有地上の国有建物の処理について」の規定を払い下げの根拠として算定するというものでござ

いました。

平成18年5月17日に、奈良地方法務局長、同会計課長が町長と面談されております。法務局斑鳩出張所建屋の払い下げの額の確定についての報告がありました。内示額よりも6万円減の252万円でございます。

以上が、法務局斑鳩出張所建屋の払い下げに関しての交渉過程と、有償となる理由及び予算審査特別委員会後の推移ということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 部長、私は、斑鳩町議会議員です。しかも、一般質問している中で、平成18年3月議会の要望書提出、また奈良地方法務局長からの回答内容等、このように説明していただかなくても、私は熟知しているつもりなんです。理事者側の皆さんから、このようなことを説明していただかなければならないほど私はまだもうろくいたしておりません。これは、私に対する一種の侮辱でもあるんです。その点もしっかり考えといてください。

それで、実際私がお聞きしたいのは、17年4月25日に、当時の法務副大臣で私たちの選挙区選出の滝実氏に無償での払い下げ要望をされております。当時の滝実氏にとっては、まことに適任者です。効果の期待も出来る行為です。にもかかわらず、同年7月4日、建物の払い下げ予定額の提示があった。庁舎等国有財産の売却に関しての国有財産法に基づいて、このように今おっしゃってます。4月25日に法務副大臣に無償での払い下げを要望されていて、何の回答もなく、2カ月後になぜ売却、有償の話になるんですか。そのことを、私は今年3月の予算委員会でも疑問だと申し上げてるんです。ただ、私は予算委員会の委員長でもあったので、答弁を求めていないので、今回一般質問で通告しています。この質問の意図を的確に理解して、その交渉過程と理由を、もう一度しっかりと、その間何があったのか、なぜそのように有償に変わるのか、その点をお答えください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 我々としたしましては、その跡地については町の方で使いたいというような話の中で申し上げてまいりました中で、やはり国の方としては、これは有償で払い下げるということになるということは、奈良地方法務局の会計課長さんの話もございました。

そうしたことの中で、我々としたしましては、あくまでも地域の、斑鳩町としての土

地利用、斑鳩町としての利用を考える中で、先ほど申し上げましたような利用を考えてきたわけですが、いずれにいたしましても有償払い下げということについては我々はやむを得ないものとして判断はしておりましたが、出来るだけ安い金額でしたい。そういったことをございますけども、出来るだけ出来たら無償でということについても、町村会長として滝実法務副大臣に要望してまいりましたけれども、なかなかそういったことについては、国は国のいわゆる法規定に基づいてされることをございますんで、そういったことについてはそういう方向に進むことも予測をしておったわけをございますけども、そういった中でやはり国の方で、そういう建屋について町の意向を受けて鑑定された結果として、当初258万円のいわゆる払い下げの関係についての額を示されてきておったということをございます。その後、それが正式に国の方で決まった中で、本年において再度鑑定をされた中で252万円という額を示されてきたということをございますんで、当初そういったことで要望をいたしましたけれども、やはり国は国としての考えの中でそういった考えについては、趣旨一貫としてこられたということの中であります。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） その使いたいという話をね、いつそのように申し入れされたのかそのことがポイントなんです。私は、予算委員会でも、ボタンのかけ違い違うんかとかね、そういう話はしておりますけどね、なぜ使いたいということを使うんか。片一方では無償譲渡してください。そして、本来でしたら、撤去するのに費用がかかると、それだったら置いときなさいというような話をするのが当たり前の話違うの。使いたいということになれば、国有財産法が適用されるのは当たり前の話なんです。それは、だれがどういう状態のことで使いたいということをお国に対して意思表示されたのか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係については、生駒郡の町村会等の話の中で斑鳩町が払い下げを受けるということについてご理解いただいた中で、斑鳩町として利用していきたいということについて国の方へ申し上げて、奈良地方法務局を通じまして国の方へ申し上げてきたところをございます。そういった中で現在まで進んできたということをございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 今のような答弁ではね、私はその次に、そしたら、有償となった

時にどのような交渉をするのかということで、不動産鑑定価格というのは、これは何なのか。それと、取引価格を算定する時に、その不動産鑑定価格はあくまでも参考の価格なんですね。そのことで色々質問を重ねていこうとしたんですけどね、今の答弁では全く期待出来ませんので、1点だけお聞きします。

先ほど部長は、払い下げ予定価格が258万、これはその時の鑑定価格から取り壊しの分ということで、当時の生涯学習課長が語る説明してくれてましたので私も認識しておりますが、現在6万円減の252万円に確定したという報告も、先日の総務委員長の委員長報告でも聞きましたし、先ほどの部長の答弁でもお聞きしました。そしたら、予定価格、予定していた価格258万ですか、なぜ252万に今確定されたのか、その理由をお聞きしておきます。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当初とられたいわゆる不動産のそういった鑑定の中で算出されてきた額が、今回再度鑑定をとられた中でやはり算出された額において6万円の差が生じたということの中で国が示されてきたということでございますので、前からいわゆる払い下げの時ににおいて再度鑑定するというような国の意向でございまして、その時点において鑑定されました結果としてそのような算出金額になってきたということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 正確に言うたら6万違うでしょう、倍でしょうね、多分ね、その差のことで言うと。そのことはよろしいんですがね、前回の17年6月に鑑定をとられた時の額から取り壊しの費用を引いたわけではないんですね。その鑑定額から、1年後には100万ぐらい下がるだろうというようなそういう見込みで、鑑定額で、正確にはちょっと、当時の議事録もあることはあるんですが、そういう形だったんです。再度とった。その結果がさらに12万下がっているというのは、私はちょっと解せないんですが、まことにそういうことなのか、ほかの要素があって6万円、こういうことを言ったらなんですが、私どもの前議長も、地方法務局長が回答書を持ってこられた時に、その旨をきちっと話されとるんですね。そういう要素が私はあったんじゃないか。今、部長が答弁されたように、最終的な決定用に再度とるといような約束事は今まで聞いてないですよ、議会の方に、私ども。聞いておるのは、予算委員会で鑑定額を提示されたその鑑定額はその時点での鑑定額。ただし、1年たてば100万ぐらいは下がるだろう

という話だったので、その金額をベースにしてこの258万はじいとるんです。もう一度鑑定をとられたんですかね。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 最初の鑑定については、平成17年6月1日付でとられています。その価格につきましては、1,750万円ということでした。今回の5月8日の鑑定におきましては、1,680万ということになります。そういった中での差が出てきたということで、差し引き6万の差が出てきたということになったわけになります。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） たしか1,750万です。けど、計算したんは1,650万です。それをベースにしてこぼつ費用としてやってるんです。議事録誰か持ってないのそんなね、でたらめな話したらあきませんやん。

それで、今、1,680万。これは今の価格として1,680万でしょう。そしたらそれから取り壊しの費用を引いたら幾らになるんですか。そんなおかしい話ないでしょう。また後できちっとその話はしますよ。だから、もうよろしいですわ。この答弁だけで結構です。時間もないしね、そんなことでがたがたがた言うてもね。きちっとした組み立てて話をしてください。言うときばええというもん違いますよ。資料残ってますねん。

そしたら、次に、奈良本局への統合経過、最初は葛城支局への統合でしたので、これが奈良本局への統合経過と登記業務への今後の対応をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 奈良本局への統合経過と登記業務への今後の対応についてのご質問でございますが、まず奈良本局への統合の経過についてでございます。

先ほど、法務局斑鳩出張所の有償払い下げの答弁の中で経緯を申し上げましたように平成17年2月15日に奈良地方法務局長が来庁され、また平成17年3月16日に再度来庁され、町長に対しまして、奈良地方法務局斑鳩出張所を廃止し葛城支局に統合したいという趣旨の話がございました。

このことに対しまして、後日小城町長が生駒郡町村会会長として各町長の意向を確認されたところ、葛城支局への統合でなく奈良地方法務局登記部門への統合を望む意見があったことから、生駒郡として統一した見解にすべきことから、協議の中で奈良地方法

務局登記部門への統合を望むこととして、再度来庁された3月16日、その要望を生駒郡町村会長として奈良地方法務局長に申し入れをしております。

平成17年6月14日、本省からの指示により、奈良地方法務局局长が生駒郡4町に統合先について確認をされ、4町とも葛城支局ではなく奈良地方法務局登記部門への統合に異論がないとの回答をしており、この確認事項を奈良地方法務局長から本省へ報告されておるところでございます。

平成17年9月7日に本省から奈良地方法務局に通知があり、斑鳩出張所を奈良地方法務局登記部門に統合することが決定いたしております。

平成17年11月11日に、奈良地方法務局会計課長、同施設係長が来庁され、斑鳩出張所の業務は4月下旬までの予定であること、片づけ等整理に1カ月から2カ月程度要することから、斑鳩町が跡地利用を考えていることについては、本省の内諾を得ているとのことでありました。以上が、斑鳩出張所を奈良地方法務局に統合した経緯でございます。

続きまして、今後の対応のご質問でございます。

次に、統合後の登記業務への今後の対応についてでございますが、従来どおり、表示登記につきましては奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託することとなりますが、権利登記につきましては、現段階では職員での対応を考えております。平成18年5月26日の建設水道常任委員会で質問者が言われましたように、権利登記を職員で対応することについては、今後は奈良地方法務局では十分な相談に応じてもらえないのかもしれないかもしれませんが、今まで町職員が対応してきたという経緯もございますので、今後権利登記の状況を調査する中で、職員が対応するに困難な状況が出てまいりましたならば、その時点で対応も考えなければならぬと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） それでは、当初、斑鳩出張所の存続をそろって要望された生駒郡の各町長、そろってなのかどうか知りませんが、滝副大臣に生駒郡町村会長として持っていかれただけで、その時にはどうされたのか知りませんが、私は当初、斑鳩出張所の存続はやむを得ないと私はほかの町長も思うておられたように感じてましたそれはよろしいですが、これは国の行政改革の一環である葛城支局への統合、このことに対して否定されて、どのような理由で奈良法務局への統合を要望されたのか。それはいつ、どのように生駒郡の町村会で協議されて機関決定されて、それで奈良地方法務局

長に、どのように奈良へ統合をしてくれと要望をされたのか、その点お示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほどちょっと申し上げたつもりでございますけれども、再度申し上げますと、3月16日に奈良地方法務局長さんが来庁されて、2月15日と同じような内容で町長に対して、斑鳩出張所を廃止し葛城支局に統合したいという話があったわけでございますけれども、その後、後日におきまして、町長が生駒郡町村会長として各町長の意向を確認されております。そういった中で、葛城支局への統合でなく奈良地方法務局登記部門への統合を望む意見があったことから、生駒郡としては統一した見解にすべきということの中から協議をされて、奈良地方法務局登記部門への統合を望むということで再度申し上げられたということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） だからね、後日ていつなんですか。そして、生駒郡の町村会というのは、色々町長らとどっかで会うて話してそれで決まることですか。それを私は言うてるんです。いつの会議で、協議で決定されて、それでどういう文書で申し入れされたのか。奈良の地方法務局長のそこへ出向かれて口頭でおっしゃったのか、その点を私はお聞きしているんです。勝手にやね、町長がそうしてされるはずないでしょう。滝副大臣のそこへ行く時でも、ちゃんとした文書つくって持って行っておられますやんか。だから、こんな大事なことを、行革ですよ、行革で葛城の方でしますということで決まっていることを拒否して奈良にしてくださいと、ただ町長がそこへ行って話すようなことでは動かないんですよ。

ここに、「登記所の適正配置について」というこういう文書、書面ある。当然知っておられるでしょう。これは、17年の3月7日に、2月15日以降です、奈良地方法務局から私たち土地家屋調査士と司法書士に、適正配置説明会、初めてなんですよ、正式に言うてきたんは、の時に配布された書面です。そこにこれが載ってある。当然町長も読んでおられるでしょう。

これは、平成7年ですよ、平成7年7月4日、登記所の適正配置の新たな基準に関し民事行政審議会の答申を受けた、このようにあるんです。その中に、登記所の適正配置の基準として、そのアとして、原則として1つの広域市町村圏に1つの登記所（広域市町村圏を基礎とした登記行政サービス圏を設定）。ただし、当面は以下のいずれかに該当する登記所を統合する。その1つとして、事件数が1万5,000件未満。また1つ

として、所要時間概ね30分。このように、民事行政審議会の答申の基準からも、斑鳩出張所の統合先は、私たち業者に先駆けて17年の2月15日に各町長に、その同じ書面をもって示されたと思う。そのとおり、この時は、葛城支局以外に考えられないんですよ。きちっとした、これは何年も前から決めとることなんです。そして、18年の2月ごろ統合しますと。

それと、今、斑鳩町の住民、この近隣の住民の方で会社経営されている人たちは、この統廃合は行革の一環として仕方ないとして、なぜ当初の統合先より、葛城ですね、葛城支局より不便です、不便な奈良本局になったのかと、そういう疑問と不満の声がたくさん上がっておるんです。

もう一度繰り返しますよ。17年の2月15日に、地方法務局長が統廃合の申し入れの際に、この同じ書面を持って説明されております。この意味を理解出来ずに、住民の利便性をも損なう奈良本局への統合先変更要望、これが、生駒郡町村会の総意として出されたというふうに今説明したんですよ。これは町長の判断ミスです。なぜそうしたのか。そして、それはそんな重要なことだから、いつの町村会の会議の中でどういう意見があってどういう具合にして決めた、そしてそれを地方法務局長へどういう形で持っていったのか。こんな大事なことなんですよ。それが、そういう後日とか、意見を聞いたとか、そういうことで済まされるんですか。そのことについてどのように考えているのか、再度お示してください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、小野議員のご指摘のように、生駒郡町村会、特に町長とお会いする中で、安堵の島田町長は、私の方は絶対に奈良法務局でなかったらいかんという強い姿勢に立たれておりますし、三郷、平群も当然奈良の方に行きたいということでございますから、我々としてはそのまとめとして奈良法務局に当然やっぱり我々の声を聞いていただいて、十分そういうことを、ただ私は一番問題になるのは、2月15日に初めて奈良法務局長が見えて、町長に初めて話をしますという話をされてるんです。その時既にもうある方が知っておられるわけです。そんなことが、法務局長が私に初めてこのことを申されるのに、もう既にそのことがわかっておるといふこと自体が私はどうもおかしいのではないですかといふことをお尋ね申し上げたこともございますし、それから後は、安堵の島田町長、あるいは三郷の秋田町長、あるいは平群の中筋町長ともご相談申し上げたら、安堵の島田町長は特に、我々としては、安堵町は、この生駒郡の中で

もやっぱり特に奈良に変えてほしいんだ、奈良にしてほしいんだという強いご要望ございました。

そういうことも踏まえて、生駒郡町村会としては、やっぱり奈良の法務局へ変えることが当然であろうということで努力をさせていただいたということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 町長、あのね、町長とこへ2月15日に地方法務局長が初めて訪問されて、これらの書類を持って説明に来られたんです。これは事実なんです。今、町長がおっしゃった、私を知る前に誰かが知ってた、私ですよ。私は、17年の3月の予算の時にも話してるでしょう。町長がその局長に対して、初めてと言うたけど私とこの者が知ってるでしょう。当然知ってるんですよ。藤原課長に私は要請されて聞いたんですよ。その時の内容はちゃんと17年の3月の予算委員会で言うてるでしょう。公務員同士でその土地のことについても色々今後のことを考えていかなければいけない。だから、藤原課長が私に、確実なもんですかということ聞いたので、私は当時の川口所長に教えてやってほしいということで。それは民事局の決裁がおいてないと、だから正式には自治体へ行ってない。だけど、そういうことでしたら、公務員同士の紳士協定のもとで話しましょう。そして民事局の決裁がおりると同時に法務局長は斑鳩町へ一番先来てるんですよ。そういうことを言うてどういう責任の取り方をするんですか。そんな話をするんだったら、これはどういうことなんということではっきりしますよ。

それで、そのことについては、町長はそういう責任逃れをしてはいけませんよ。私は17年の5月4日に、私の事務所で、当時の滝実法務副大臣と、斑鳩出張所の統廃合について話をする機会がありました。その時、滝実さんは、奈良地方法務局長は、各町の町長より、今町長おっしゃったとおりです、先に業者に打診とか説明をした。それなのに初めてきたというようなことを言うてるらしい。これは私はまことにいかんと思うので、民事局へその旨を言うた。

それともう1点、今おっしゃったとおりです、安堵の島田町長が統合するなら奈良へと言うてるらしい。私は、人を通じて島田町長の真意を聞きました。島田町長は、ただ単に、私は葛城支局がどこにあるか知らないんだと、奈良の本局は供託等で行くことがあるので、そこは知っているのが奈良だと、そうやな、その方がいいなと言うただけだと、そのように言うてるんです。

それで、そのことも滝実さんから私は聞いたので、違いますと、一部始終話したんで

す。藤原企画財政課長からこういうことで依頼を受けましたので、私は川口所長について教えてくれと、そういうことを私はきちっとしてるんですよ。

そしたら、島田町長がそうしてそういう奈良ということをおっしゃった。町長自体どうなんですか。この行革の説明では、30分以内と書いてるんです、30分。その後に6月の17日ですかね、私どもへは6月の17日に変更だということを出してきた。その時は40分と書いてます。

これだけのことをするには、よほど民事局も何かの圧力がなかったら出来ないんですよ。その引き金を引いていったのが、ただ単に島田町長が向こうしか知らんねんと言われた言葉なのか。小城町長としては、なぜ葛城、行革で決まっている葛城がなぜだめなんです、なぜ奈良法務局なんですか。町長の意見として言ってください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私、どうも、小野議員のおっしゃっている、島田町長がこの葛城法務局を知らない、奈良法務局は知っていると、そんなことは私はないと思う。島田町長も、やはりある会合で、当時の法務副大臣に、私の方は奈良法務局しか絶対にだめですよという強い要請はされております。私は、葛城法務局はどこにあるとか、そんな問題よりも、我々としては、生駒郡町村会、三郷も平群も、これは当然奈良法務局へ行こうという意思決定をさせていただいたということをお願いをしているわけでございまして、何も島田町長が、私は葛城法務局はどこにあるとか、あるいは奈良法務局しか供託したことがないとかということだけじゃなしに、やっぱりすべてのことは私はあの方は申されていると思っています。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） だから、町長、時間のかかる奈良へなぜ統合を希望されたんですか、そのことだけ言うてください。今、住民の方が言うてるんですよ。印鑑証明取りに行くのに小一時間かかるんですよ。会社の印鑑証明ですよ。葛城だったら、30分ぐらいの時間よめるんですよ。そういう住民の利便性を損なうようなことなんですよ。町長どういう判断したんですか。その点だけ言うてください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、やっぱり今まで、従来どおり奈良法務局の方にやっぱり行くのが当然であろうということの考えを示したわけでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 答弁になってないやん。従来どおり奈良でどうということなんですか。従来は斑鳩ですよ、斑鳩出張所なんですよ。

そして、国が示した平成7年からの行革の計画、こちらへ、奈良法務局へ行くために受け皿をまた拡大せないかんかったから、それで遅れたんですよ、行革が。2月から4月まで遅れたんですよ。だから、なぜ、そんな住民に不便をかけるような奈良ということをおっしゃったんですか。考えられたんですか。なぜそういう住民の意向を無視してるんですか。その点を聞いてるんですよ。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、やっぱり住民を無視したとか、そんなことよりも、皆さん方やっぱり、生駒郡の町村会の方々が、やはり奈良法務局ということをおっしゃいますから、私はやっぱり交通手段としても、電車、バス等公共交通機関、目的地に到着するまでの時間、斑鳩町から見ますと奈良市の方が便利であるということも十分わかってますし、特に島田町長のおっしゃっているのは、やはり一番問題は、富雄川、大和川を越えてまで我々としては葛城法務局へ行くのは非常にしんどいという話を申されてます。現実にそのことも十分申されているわけですから、やっぱりそのことを生駒郡としてまとめていく必要があると思います。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 富雄川を渡っていく、大和川を渡っていくのが、どんな川なんですか。何を言うとするんですか、町長。そんな答弁してて、どうということなんですか。この17年6月の時に適正配置についてやってきてる。本局へ、これが公共交通機関でも時間は長いんですよ、50分で書いてるんですよ。これ、持ってるんでしょう。それでこういうことになる。こんなん承知ですやん。それとも、この書類については全然知らないんですか。それで、この意味がわからないんですか。だから、葛城へ行くのはいらんから奈良ということですか、それでしたら。どうなんですか、はっきり言うてください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） はっきり言うてくださいて、嫌いなんか好きなんかでそんなことじゃなしに、私はやっぱり皆さん方の、町村会の、やっぱり安堵の町長さんが非常に熱心におっしゃってますから、またあるいは三郷、平群の町長にもお聞きしたら、やっぱり奈良はいいということでございますから、そういう決断をさせていただいた。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 町村会のほかの町長に皆責任をなすりつけておられるみたいな感じやから、私はもうあれやけどね、この統廃合の作業も完了して現在もう奈良にありますからね、余り言いたくありませんけどね、そやけど、このように住民に不便をかけるような奈良法務局への統合も併せて要望されとるんですよ。片っ方で無償譲渡してくれと、副大臣を使ってでもやってるんですよ。

そしたら、国としたら、言葉はちょっと語弊あると思うんです。これは、法務局の地方法務局長もされた私たちの同業者の方も偶然斑鳩支所長がおった時に言われたんです。すごい力働いてますと。国が絶対こんな行革の一環をこの短期間の間に、2月の15日に初めて自治体入って説明して、それで6月に変えるというようなこと絶対しませんすごい力が入っています。それはどういう力かというのは、私は大体わかっているんです。けど、それを、そんなことまでしなくてはいけないようなことをしてるんです。ということは、国としたら、ここの閉庁が目的なんです。

そしたら、地元の自治体の町村会そろって住民に不便を与えることを希望していったそしたら、無償譲渡として、副大臣から圧力がかかっている無償で譲らなければいけないというような要望と、こちらを奈良へということ言われたら、これを認めるから無償でなくて有償になったんですよ。私はそのように考えるんですよ。そのように推測するんですがね、そのことについてどう思われますか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、それとこれとは全く関係ないと思いますし、また滝副法務大臣が私の4月25日に陳情申し上げたことを十二分にご理解いただいて、そして努力をしていただいたと思っております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 滝副大臣はそれをされたんだったら、無償になっているはずでしょう。

それで、もう一つお話したいと思いますが、先ほどしたのかどうかちょっともう忘れてしまいましたけど、私たちに昨年の6月17日に地方法務局から奈良に統合先変更と説明がありました。その理由は全くナンセンスなんです。合併協議が不調に終わりましたと、次長が説明に来たんです。あ、何言うてるんや、7町の合併協議が不調に終わったのは、正式に終わったのは、1月18日の斑鳩町から離脱の議案を出してそれ

が承認された時点です。その後、2月15日に町長らに説明に。私ら業者には、3月7日に。そんなもん不調に終わってしまってから説明に来てるんですよ、葛城。そういう説明を前置きで言うということは何なんですか。それで、そんなんでは、やはり住民のために、私たち業者も時間がかかるということは、私らの仕事が遅うなるということだけではないんですよ。費用がかかるんですよ、住民に、すべてね。それをもって私らは葛城支局やむなしという、奈良は無理だということで話をしました。

それで、6月19日に滝法務副大臣に、彼の事務所へ赴いて、それでこれらの実態を今度はこういう具合になりましたということ、なぜですかと。そしたら、滝実氏は、そんな住民により不便をかけるような統合先変更、そんなんおかしいやんか。だから、しっかりと、私たちには、地方法務局を通じて統合先変更を取り消すように伝えてください。だから、その明くる日かその次の日に奈良法務局へ行って、次長に会って、滝法務副大臣もこう言うてますので、しっかりと民事局へ出してくださいと、そのようにしてたんですよ。

だけど、今色々質問させていただいてましたら、無償譲渡ということに対しては何ら返事がなくて、いきなり7月4日です。だから、ちょうど6月のこの時、時期的にも合うでしょう。だから、国としたら、こちらの用意した葛城はだめだと。地元の町村会がそう言うてる。それだったら、奈良へ何とかしようということでこれを急遽やったんです。そのかわりこちらは有償のことでされた。

それと、使いたいというような表現が何か総務部長の方から出たけど、使いたいというふうになってきたら、やはり国としても国有財政法に基づいての交渉。だから、6月に、前の阪野課長が予算委員会でも言うてるように、ちょうど予算委員会のこれ、6月に地方法務局が鑑定とられてます。

それと、先ほど総務部長、1,680万という鑑定が今度出た言うておられたでしょう。このことはどうでもいいと私言いましたけどね、この前の予算委員会では1,750万です。確かにそれからは下がってます。だけど、当時の阪野生涯学習課長が、「1,750万の鑑定です。それから、1年後は100万の減額が推定されるということで鑑定をいただいております。そのため、1,650万から解体費用の1,134万を引いてその2分1、258万」。今、ちょっと計算する間がなかったから隣の坂口議員計算してくれた、これ合うてますやん。そしたら、先ほど答弁された1,680万、それから1,134万を引いたら252万になるんですか。計算してないんですが、どうなん

ですか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げましたように、平成17年6月1日の内示額でございましたので、その当時から見れば1年で約100万ぐらい落ちるだろうというような計算の中でされたことをごさいますて、そういった中で、やはり最終的に（「部長、ごめん、もうええわ、時間ないねん」と小野議員述べ）

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 最後だけちょっと言わせて、時間ないねん、5分しかない。

最後の質問ですもんけど、社協の会費、それをバックするということで、町長はこの前の予算委員会で、2月2日の理事会で決定されたとおっしゃっているんですが、本当にそうなんですか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 2月2日の理事会、その時は、私は途中で退席をさせていただいた経緯がございます。後から聞きますと、そういう方向に決まったということがございますけれども、そういうことを聞いただけでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） そしたらね、町長、理事会を途中で退席したので知らなかったんだと、2月2日に決まったと聞いてたから、一般質問でもそうですし、それから予算委員会でも2月2日に決定しましたと、そういうことを堂々と町長として言うのは、議会に対してうそをついていることと同じことですね。そのことについてどんな責任を感じるんですか。あの時にみんな確認してるでしょう、私も確認してるでしょう。そしたら、理事会を途中で抜けたと、それではっきりしたことはわからないということは、いつ気づいたんです。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、申し上げてるのは、3月議会の一般質問、あるいはまた予算委員会での議論を踏まえて、2月の理事会での還付の関係等について色々と精査をしてまいりたいということで、3月の理事会で私はまた皆さん方にお諮りをして、一応そういう関係等については半額を出さないというふうに決めさせていただいたと思っております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） それは違いますよ。この議事録とか見たら違いますよ。何でそんなうまいこととぼけられるんですか。その時の議論で、嶋田委員が聞いているのに、2月2日の理事会で決まったことですからしょうがないでしょうということを言うてるんですよ、予算の時に。そういうそをつくんですか、おたくは。しっかりしてくださいよ。

それと、その時にも私が触れた女性、それが今主事として名簿に載っているんです。このことについてはどうなんですか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、うそをついたとかそういうことでなしに、2月2日の理事会、私は途中で欠席したけども、それは決まったことは決まったということは申し上げてますやんか。だから、その後に検討するというので3月22日の理事会で検討させていただいて、そしてこういうことについては、もう半額負担をやめようということを決めさせていただいたということを申し上げてるんです。何も私はうそを全くついてないです。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） そしたら、理事会の結果確認しないで、議会で、2月2日に決定されましたと答えたんですか。だから言ってるんです。2月2日に中座されたと。それは結構です。そやけどね、会長として、理事長として、町長として、このことについて2月2日の理事会で決定されたということをこの議会、予算委員会できちっとしゃべっているんですよ。確認もしなかったんですか。その議事録も何も見なかったんですか。それをもって、その時に、2月2日の次の3月22日の理事会の予定議案として検討するという書類もあるんですよ、その時点では。それらも、社協の理事長として何も見なくて、町長としてこの議員が質問していることについて答えているんですか。そんなあやふやなことで答えていくんですか。答弁というものはそういうもんなんですか。その責任を私は言うてるんですよ。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） だから、私ははっきりと申し上げてますやんか。議事録にちゃんと、辻常務理事に確認して、2月2日の時はそういうことで半額をあれするというので決まったけれども、しかしこの関係については、3月議会で木田議員から一般質問、あるいは総務委員会から嶋田議員からそういうことをご指摘された中で、3月に開かれ

た理事会に私の方から提案をさせていただいて、このことについては、やっぱり皆さん方が500円をされているということで、今度はそれをもう出さないということを決定させていただいたということでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 繰り返しても一緒やからね、やめますけど、時間もないし。まあね、残念ですよ、町長のそんな答弁しかないようなことでは。それだけを申し上げておきます。終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

続いて、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目に、斑鳩町内の道路整備についてであります。

第3次斑鳩町総合計画2001年から2010年の中で、道路・交通体系の整備として現況の課題を列記し、今後の計画内容が記されております。その整備の進捗についてお尋ねしたいわけなんですけれども、その現況の課題としまして列記をされてます内容をかいつまんでおさらいしますと、まず1つ目に、国道25号線、また国道168号線の2本の国道と県道が広域的幹線として町内周辺地域を結び、町道が町内を結んでいると2つ目に、国道25号線は、1日約1万9,000台から2万7,000台、これは平成11年度の交通量調査ですけれども、その中で渋滞が著しく、抜本的な交通体系の整備が課題となってきている。3つ目としまして、都市計画道路は、計画決定済みのものが4路線ある。法隆寺門前線の整備、あるいはいかるがパークウェイ、都市計画道路法隆寺線の整備等を進めている。4つ目としまして、生活道路については、道路5カ年計画に基づき整備を進めている。しかし、集落内の道路は幅員の狭い箇所もあり、緊急車両の進入が困難なところなど、救急や防災面でも課題が残っている。5つ目に、法隆寺周辺地域の生活道路の整備に当たっては、斑鳩らしい道路の整備を図るため、歴史的地区環境整備街路等の事業により、道路景観の整備を進めていく。6つ目に、幹線道路沿いで、自動車の騒音、振動、排気ガスなど問題があつて、交通渋滞の緩和など問題の削減に取り組む。7つ目に、JR関西本線が大阪・奈良と連絡し、町内にはJR法隆寺駅があつて、乗降人数は1日約1万人、これも平成11年度現在ですけれども、それが微増していつている。8つ目に、JR法隆寺駅前、法隆寺をはじめとする本町への観光や公共交通の拠点として重要な役割を持っており、鉄道利用者の利便性を高めると共に、駅

周辺の市街地整備とあわせて斑鳩の玄関口にふさわしい整備が必要である。最後9つ目には、バスは国道25号線を走るルートのほか、法隆寺を基点に町外と結ぶルートが中心となっており、平成8年にはJR法隆寺駅と法隆寺門前を結ぶルートが建設された。町では、平成5年からリフト付バス、福祉バスの運行を行い、平成12年からは各公共施設を結ぶコミュニティバスの運行を試行的に開始した。近年、低床バスやアイドリングストップバスの導入が進められ、今後も高齢社会や環境問題に対応した積極的な車両の導入が期待される。このように9つを、現況と、また課題としてまとめられております。

したがって、これらの課題をどのように解決するかということで、その施策の体系としまして、次に3つの施策を述べられております。

1つ目に、幹線道路の整備です。それは3つ挙げられておりまして、都市計画道路の整備、2つ目に幹線道路の景観・ネットワーク化、3つ目に交通安全対策。交通体系の整備の2つ目の大きな命題として、生活道路の整備。これにはまた3つ列記されてまして、町内道路のネットワーク化、歩道・自転車道の整備、道路のバリアフリー化。交通体系の整備の3つ目の大きな命題として、公共交通の整備。これには2つが挙げられております。バス交通の改善、鉄道利用の改善。というようなことで10年計画を立てられております。

そこで、質問いたします。

まず、1つ目に、幹線道路整備では、優先プログラムを考え、長期計画を持って事業化を進めるとなっていますが、その計画の内容についてお聞きします。

2つ目に、生活道路について、集落内の道路は幅員の狭い箇所があり、緊急車両の進入が困難なところや、救急防災面でも課題があると提起されております。これへの対策の進捗についてお聞きします。

3つ目に、景観形成街路として特別なルートがあると記されております。これは地図で示されておりますが、この景観形成街路の、こういった性格なのか、それとそれへの整備の実態について聞きたいと思っております。

4つ目としまして、高齢者や障害者など安心して通行出来るよう歩道の段差解消やバリアフリー化を進めるとなっていますが、その進捗状況についてお聞きします。

5つ目に、最近特に国道25号線の渋滞がひどいと思うのですが、これへの渋滞の対策について、以上、まず最初に5つの点についてお聞きします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 第3次斑鳩町総合計画の中の道路交通体系の整備にかかわってのご質問でございます。今、5点ご質問をいただいたわけですが、全体を整理をさせていただいた中で説明をさせていただきたい、お答えをさせていただきたい、このように思います。

斑鳩町では、町内の道路整備として幹線道路となる都市計画道路と生活道路であります町道とのネットワークを確立をしていくということで、生活道路である町道におきましては道路整備5カ年計画、現在では平成16年度から平成20年度を立てまして整備を進めております。また、幹線道路であります都市計画道路などについては、町はもちろんのことですけれども、国や県におきましても整備を進めていただいているところでございます。

まず、一番最初に質問をしていただきました幹線道路整備の関係でございますけれども、まず都市計画道路郡山斑鳩王寺線、いかるがパークウェイでありますけれども、国において進めていただいております。小吉田地区ではモデル区間の供用を開始をいたしております。現在、稲葉車瀬区間についても用地買収を進めていただいているところであります。また、町におきましては、法隆寺線を国庫補助採択を受けまして整備を進めているところでございます。東西のいかるがパークウェイ、南北の法隆寺線の整備をいたしております、その部分を優先的に進めることによりまして、現国道25号の交通の渋滞も緩和出来るものと考えております。出来るだけ早期に整備出来るよう努力をしているところでございます。

次に、都市計画道路の安堵王寺線につきましては、東西の幹線道路で、斑鳩町、安堵町を経まして大和郡山市の大和中央道に接続する広域的な道路でもあることから、県事業として事業化していただくように要望も行っておりますけれども、現在進めておりますJR法隆寺駅周辺整備事業において、法隆寺駅へのアクセスとして一部安堵王寺線を町事業として事業化することといたしております。

なお、現在事業化しておりますいかるがパークウェイや都市計画道路法隆寺線などにつきまして、歩車道を分離して整備する道路につきましては、歩道の段差解消などバリアフリー化にも努めております。また、JR法隆寺駅周辺整備事業において、駅舎自由通路の整備と共に、この駅周辺の道路整備につきましても、バリアフリーに配慮した整備計画を策定いたしまして、現在事業に取り組んでいるところでございます。

そして、町内の伝統的な町並みを残す地区の関係の景観形成街路というご質問でありますけれども、この観光ルートとして併せ持っている道路、法隆寺地区、法隆寺藤ノ木線、整備を進めておりますけれども、景観形成街路として、これまでに龍田街道や竜田川の左岸側の道路、そして法隆寺藤ノ木線、岡本周辺の道路、自然色舗装などで景観に配慮した整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 既存の町道なんですけれども、いわゆる生活道路なんですけれども、側溝の整備とか、また道路に飛び出しております障害物、例えば植木とかバリケードとか、個人の所有物の障害物ですね、それへの撤去の取り組みとか、例えば側溝で言いますと、蓋していない側溝、転倒の危険がありますし、またその形状も個々によって違うんですけれども、いわゆる危険を伴うような道路形態、側溝形態、これの不具合が非常に多く目立つんですけれども、それへの取り組みについてお聞きします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 既存町道の側溝の整備の関係でございますけれども、道路改良等を行う場合におきましては、現場の状況等を勘案いたしまして、地域の方とその構造等について協議を行いまして、必要に応じて整備をしてきておるところでございます。また、民間におきまして、土地利用等をなされる際には、既存の側溝がない場合については、民有地側におきまして側溝を設置していただくよう、開発及び農地転用の協議時に指導しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） この質問のまとめになりますけれども、この第3次斑鳩町総合計画10年計画で、道路交通体系の整備が10年間で100%完了出来るものとは決して考えていないわけではあります。幹線道路の整備は、最近危惧されております東海・東南海地震が万一起った場合、ライフラインの確保にも非常に影響することはもちろんのこと、時代は時々刻々と高齢化社会へと向かっております。高齢者に対する、また障害者に対するバリアフリー化の問題、あるいは学童通学路の安全確保等々、問題意識を持って町内道路を巡回しますと、まだまだ満足いく整備状況ではないことは、理事者側も周知されていることと思います。これらの取り組みについては、今まで以上に、特に最も整備が急がれる道路を優先的にピックアップして、それをクリアする年次計画を

具体的に立てて整備していく必要、あるいはその心構えが必要と考えます。質問のまとめになりますが、そのような心構えについて、理事者側の意見をお聞きしたいのですが

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 色々幹線道路の整備、相当の交通体制の整備、生活道路の整備、これはどうしてもやっぱり必要不可欠な事業でございます。そういう中で、道路事業につきましても、質問者のご指摘のように、地元整備や用地協力につきましても難航することが多くあるわけでございます。そういうことになると、なかなか進捗が出来ない町としても、やはり早く整備計画を立て、そして実現出来るように努力はしているものの、非常に難しいことが多々中にあるわけでございます。しかし、ほっとくわけにはいかない。どこまでも、やっぱり事業計画を立てた以上、職員一丸となって取り組んでいかなければならないと、このように思っておるわけです。そういう中で、各事業が、ご指摘のように早く完成するように努力したいと、このように考えておりますので、議員の皆様方におきましても、大きなご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 色々と努力していただいているのは、日ごろ聞いております。しかし、住民の方から、斑鳩町で一番まずい点、これから改良すべき点はどこかと聞きますと、異口同音に皆さんから、道路状況が悪いということを聞くもんですから、これらの取り組みには非常に努力も必要だし、また住民の方のご理解も必要と思っておりますので、今まで以上に力を入れていただいて、より一層住みやすい道路整備になりますよう期待を申し上げまして、次の2つ目の質問に入らせていただきます。

河川に設置されました井堰の管理運営についてでございます。

治山治水事業としまして、竜田河川、あるいはこれはほかの河川でも該当しますが、川底が掘り下げられて水害が、今まで起こっておりました水害が未然に防止出来ることは非常に効果があるとは思いますが、その一方で、それまでは自然流下で取水されておりました水田への用水が、風船ダムの建設、またそれからのポンプアップとなりましてこれらの設備が設置しましてから10数年経過しているために、設備の維持管理費、修理代がかさんできております。万一設備が破損し、大修理が発生すれば、周辺の農業がストップしてしまいます。峨瀬井堰、あるいは三室井堰、ほかの井堰もございしますが、それらの組合長は、今ここにおられます小城町長が組合長としていただいているのですが、この大修理が発生しました時にどのように対処していくかということが、地元

では大問題になってきております。

川底を掘り下げる時は、農家の方にとりましては、先ほど言いました自然流下が一番望ましいということで、当初は反対者も多かったわけなんです。こういった井堰をつくりますと、井堰の修理、設備をつくりますと、やっぱり老朽化が始まります。また、ポンプアップしますと、電気代とか、またポンプ設備の修理もかさんでまいります。したがって、こういった井堰につきましては、望ましくないということで反対が多かったわけなんです。さりとて水害、地域一帯に、今梅雨時ですと、非常に水害が昔は多かったわけ。それを防ぐためには、やはり竜田川で申しますと、4メートルの川底を掘り下げないといけないということで、農家の方にとりましては、やむなく自然流下をやめてポンプアップ設備に切り換えた。

この設備は、もちろん国なり県の土木なり、また町なりが担当していただいて、負担もしていただいてつくっていただいたということなんですけども、時間の経過と共に、こういった風船ダム、当初耐用年数は約40年ということで聞かされておりますが、平成元年ないし平成2年に設置された三室井堰、峨瀬井堰におきましては、まだ10数年18年という経過なんですけども、既にもう風船ダムが破れていると。3年前に補修工事をしました。これは応急処置で、破れた部分を、自転車のパンクのように、パッチで張り付けるわけなんですけども、そういったことをやりました。今年度、春先も点検しましたところ、ぷくぷくと泡が出ておりまして、また破けたんではないかということでちょっと騒いだんですが、底にたまっていた空気が出てきているということで、今年度はどうにか免れたと。しかし、峨瀬井堰の守谷池に上げておりますポンプ設備が、配電盤がいかれまして、それも耐用年数よりはるかに早く償却しまして、配電盤をすべて取り替えたということが起こっております。

その他、ポンプ設備の色んな部品関係とか、また電気関係の修理等、毎年毎年故障箇所は徐々に増えていっております。これが現状です。万一風船ダムが大きな破れ、いわゆるパッチ修理ではおぼつかない大きな破れが発生する、あるいはポンプ設備が大きな機械の故障によって設置替えをしなければいけないと。いわゆる大きな修理が発生すれば、たちまち河川流域の農家は干上がってしまいます。今、田植え時ですけども、特にこの田植え時に差しかかりますと、農作業が出来ないということになります。稲作だけじゃなしに、色んな、稲葉の方へ行きますと、畑作、ナシとかブドウとかもされております。水は非常に必要なものでありまして、水が干上がれば農業は干上がってしまいま

す。

そういうことを、こういった修理をするについて、農家にとりまして非常に大きな問題になってきております。地元水利組合の役員さんと小城町長が毎年郡山土木に出向いていただいて、これへの対策はないかということで陳情に行っていたいただいているのも事実でございます。私も以前水利組合長をさせていただいておりました時に、小城町長と何回か同行させていただきました。しかし、郡山土木所長の答えは、わかりましたというよい返事はいただいております。これは、どこの井堰も同じかと思えます。

それらにつきまして、その後、町長なり、また土木の担当者に対してどのように折衝していただいているのか、いい方策はあったのかないのか、この点についてご回答をお願いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 河川改修におきまして設置された井堰の管理の運営関係についてでございます。

河川改修につきましては、各井堰の管理者のご協力があつて改修が出来てきたものでございますけれども、河川改修時には、機能復旧として、その機能を維持するための風船ダムを事業者において設置をいたしまして、その維持管理費として補償金の支払いを受けていただきまして、その補償金でもって今日まで維持管理に努めていただいているところでございます。

竜田川の風船ダムは、施工業者にも確認をいたしますと、大雨時には土砂の流出が非常に多いと、また角がたっているというようなことで、風船部分を磨耗するとのことから、定期的に表面の磨耗する部分を保護するための被覆をやっていく必要があると。そうしたことで、被覆をすることによりまして本体の保護に努められているという状況でございます。

しかし、質問者の言われておられますように、整備をしてから年月もたつことから、大規模な修理が必要ということになれば、ご心配いただいているように、費用負担の問題が生じることとなります。町といたしましても、費用負担を少しでも軽減する方策がないかということで、県にも相談をしてきているところでございます。

県では、現在では土地改良事業ということで、地元負担生じますけれども、農業用施設の維持修繕を目的とした土地改良施設維持管理適正化事業という補助事業に採択されるのではないかなということでございます。

この補助事業につきましては、土地改良施設の整備補修に対する助成制度でございます。事業費については、1地区当たり200万円以上で、上限が2,000万円程度の事業になってございます。ただ、この事業につきましては、平成18年度現在の内容でございます。今後、補助事業が改正されたり、また廃止されるというようなこともございます。その時に再度補助事業、メニューで採択される事業について、県とも協議していく必要があるのかなど、このように思っているところでございます。いずれも、こういった事業を、補助を受けるに当たりましては、その事業内容を明確化いたしまして県とも事前に採択の適否について協議が必要になってくるものと思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今、ご回答いただきました内容では、ダムの大規模修理が発生した場合、その負担金を、修理の負担金を軽減する方策について述べていただいたのですが、軽減ということは、一部負担は農業従事者が拠出するべきであるという問題点が残ってきます。また、その金額が莫大な未知数である。また、風船ダム以外のポンプ設備関係の修理につきましても、方策がないのかという点も問題点として残ってまいります。いずれにいたしましても、何回も申し上げますが、治水事業として協力を余儀なくされた農家が、後々に設備の老朽化、改善の負担を押し付けられるということには、全面的に押し付けられるということには、納得がいかないのであります。根本的な方策につきまして、今後県との協議の中で、どういった方策があるのか。先ほど部長の県との協議続けているということではございますが、今後のその検討を切にお願いいたしまして3つ目の質問に入らせていただきます。

3つ目は、子どもを守る住民の意識の啓発についてであります。

学童下校時に様々な事件が発生しています。斑鳩町でもこのような事件が起こらないよう、もっと住民の意識啓発が大切と考えます。青色パトロール隊や、ボランティアによる見守り隊など、徐々に安全、安心に向けての活動がされております。まだまだ事件を完全に防げるものではないと思います。

先日、青色パトロールの出車式がありました。また、複数地域のボランティアによる見守り隊が、学童下校時に合せて活動していただいているのを拝見しております。しかし、他府県でこういった事件が発生しているのを見ますと、いずれも学童が集団で学校を出てから1人になった瞬間に事件が発生しているのが多いです。パトロール隊や見守

りボランティアの方々は、下校のいわゆるメイン通り、あるいは学校付近を見守ってくださっているのが多いと思います。しかし、一番盲点は、周辺、末端地域がなおざりになっているのが現状かと思います。

実は、私も地元の小地域福祉会でこの春から見守り隊を始めました。背中に「パトロール」と印刷した黄色いベストを着用して、下校時間帯の許す限りの人数で見回りをしています。しかし、どうしても歩くルートが固定化してしまうのです。先ほど言いました、私は龍田の人間ですので、龍田のメイン通りを歩くのが多くなってしまいます。しかし、先ほど言いました子どもが1人になるいわゆる路地裏とか、末端地域で歩くということがなかなか出来ないのです。学童が1人になる路地、あるいは周辺を見落としがちになるのを日々反省している最中です。町全体の住民の意識啓発がもっと徹底されれば、事件は起こらないと確信します。将来を担う子どもたちに、安全安心を約束するのは、我々大人に課せられた責任かと思います。これへのより一層の啓発についての取り組みについてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちの事件、事故が頻繁に起こっています。そうした中で、今も議員おっしゃっていただいているように、議員も自ら子どもたちの下校時の見守りをさせていただいております。そうした見守り活動が、町内全体で非常に多くの皆さん方が、そうした下校時間の見守りをさせていただいているところでございます。そうしたこともあって、今のところ子どもたちに対します事件、事故というのはないわけですが、今、質問者がおっしゃっていただいているように、いつ、どこで、どういった形で起こらないとも限らないわけでございますので、そうしたことも含めながら、現在の斑鳩町の子どもの見守りの状況につきましてご答弁申し上げたいというふうに思っています。

小学生の下校時間におきましては、登校は集団登校でございますが、下校時になりますとやっぱり各学年ごとの集団下校ということになってまいります。学校、あるいは保護者、地域の協力を得ながら、現在も引き続き子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

子どもたちを守るために、学校安全ボランティアや地域の自治会、今もおっしゃっていただいております小地域福祉会、あるいは老人会、その他各団体や、あるいは個人的に子どもたちの安全を守るために登下校時に見守りを行っていただいております、今

後も少しでも多くの方々の目で子どもたちを見守っていただきたいというふうに考えているところでございます。そうしたことを、色んな会議のあるたびに、私の方から、見守りをさせていただくようお願いをいたしているところでもございます。

また、青色防犯パトロールについてでございますけれども、町の方で町の全課が輪番制で、子どもたちの下校時間に合わせまして青色パトロールを実施をしておるところでございます。パトロールでは特に通学路を中心にいたしまして、人通りの少ないところを重点的に巡回をいたしているところでございます。そしてまた、西和警察署の方々の協力も得まして、各小学校区ごとの巡視もしていただいております、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

橋西生活安全会、あるいは西和地区地域安全推進委員斑鳩支部等も、青色防犯パトロールを実施していただいております。また、学校におきましても、青色防犯パトロール車の登録手続を現在行っているところでございます。

以上のように、学校、地域、警察、行政等住民の方々の協力をいただきながら、子どもたちの安全確保の取り組みを行っているところでございます。

しかし、今、質問者が申されておりますように、子どもが最後に1人になる末端までの見守りは大変難しいというふうに考えております。このことから、子どもたち自身が自分の身は自分で守るという意識を身に付けさせ、また保護者も当事者意識を持っていただくことが大変必要ではないかなというふうに考えております。

ボランティアの方には、閑散としたところを重点的に見守っていただいている方々もおられるわけでございますが、今後も地域の皆様のご協力を得ながら安全、安心への取り組みを継続すると共に、広報等でボランティアの募集や地域の方々への見守り活動を呼びかけ、広く啓発してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、各団体等の会合があるたびに、今も申し上げましたように、子どもたちを守っていただくためにご協力いただくようこれまでもお願いをいたしてきたところでございますが、今後も引き続き住民の皆さん方のご協力を得られるよう呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今、ご答弁ありましたように、青色パトロールでは人通りの少ないところを重点的に巡回しているということ、力強く感じております。また、学校、地域、警察、行政がそれぞれ取り組んでいるということも非常にいいことかと思えます。

また、ボランティアの方も徐々に増えているということで、ボランティアの方には非常にご苦勞なことだと感謝いたしております。

学校の下校時によらず、休日、例えば学校が休み、あるいは祝日、土曜日とかに事件が起こるかもしれません。この日には、青色パトロールもないと思いますし、またボランティアの活動も少ないかと思ひます。ボランティアの皆さんも、今後こういった輪を広げていただいて、また行政の方もこういった啓発を重ねていただくことによって、事件は未然に防げるものと確信しておりますので、より一層の努力を期待いたしまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時41分 散会）